平成２７年度

児 童 相 談 所 業 務 概 要

（平成２６年度実績）

鳥取県福祉相談センター
（鳥取県中央児童相談所）
鳥取県倉吉児童相談所
鳥取県米子児童相談所

児童憲章（抜粋）

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

昭和 26 年 5 月 5 日宣言

児童の権利に関する条約（主な内容）

１　１８歳未満のすべての子どもを対象とします。
２　子どもが人権、性、出身などで差別されてはいけません。
３　子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
４　両親は子どもを守り、指導する責任があります。
５　両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
６　子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どももほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
７　子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
８　家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
９　からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
１０　子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
１１　子どもは教育を受けることが認められるべきです。
１２　子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
１３　子どもが、法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
１４　この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

平成 6 年 5 月 22 日発効

目　次

Ⅰ 児童相談所の概要
１　児童相談所の業務……1
２　児童相談の流れ……2
３　相談の種類及び内容一覧表……3
４　援助の種類とその内容……4
５　鳥取県内児童相談所及び管内状況……5
６　組織と業務……6
Ⅱ 相談業務の状況
１　相談状況……9
（１）相談受付件数……9
（２）相談の種別……10
（３）相談の経路……10
（４）指導・措置の状況……11
２　各種相談の状況……12
（１）養護相談……12
養護相談のうち児童虐待相談の状況……13
（２）保健相談……14
（３）障がい相談……15
（４）非行相談……16
（５）育成相談……17
Ⅲ 判定業務の状況
１　心理診断状況……18
２　心理療法状況……19
３　心理療法相談種別……19
４　療育手帳・特別児童扶養手当にかかる判定、診断、証明……19
Ⅳ 一時保護業務の状況
１　一時保護児童の人員……20
２　一時保護児童相談種別……21
３　年齢別受付件数……22
４　一時保護後の処遇……22
Ⅴ 各種事業の状況
１　巡回相談……23
２　乳幼児に対する精密健康診査……23
３　在宅重症心身障がい児（者）の訪問指導……23
４　こども電話相談……23
５　児童虐待防止対策……24
６　その他の事業……27
７　里親……29
Ⅵ 統計資料
１　経路別相談受付件数……30
２　相談処理件数……32
３　年齢区分別・相談受付件数……34
４　児童虐待相談状況……36
５　調査、判定及び心理療法、カウンセリング状況……38
６　一時保護状況……39
７　児童福祉施設入退所状況……40
Ⅶ その他資料
１　県内児童福祉施設一覧……41
２　障がい児（者）のための各種制度案内……42

Ⅰ 児童相談所の概要

１ 児童相談所の業務

児童相談所は児童福祉法第１２条の規定に基づき、子どもの福祉を図るとともに、その権利を保護することを主たる目的として設置された県の行政機関です。１８歳未満の子どもに関する様々な問題について、家庭等からの相談に応じ、子どもが心身ともに健全に育ち、持てる力を最大限発揮できるように専門的な援助活動を行っています。主として次のような業務を行っています。

相　　談

子どもに関する様々な問題について、家庭・学校・市町村等からの相談に応じています。

調査・診断・判定

子ども及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行っています。

一　時　保　護

家庭での養育が困難な場合、虐待等により緊急に子どもの保護が必要な場合、適切な処遇指針を決定するため行動観察を行う必要がある場合、短期間のカウンセリング、生活指導等が必要な場合に、子どもの一時保護を行います。

また、状況によっては児童福祉施設等に一時保護を委託しています。

援　助　決　定

受けた相談について、調査・診断・判定を行い、それに基づいて援助方針を決めます。その際、子どもの気持ち、保護者等の意見や社会資源等の条件を考慮して支援をしていきます。

支援の内容としては、在宅指導（継続指導・児童福祉司指導等）や場合によっては児童福祉施設・里親への措置もあります。

市 町 村 支 援

子どもの福祉に関する市町村の業務に対して、必要な援助を行っています。

2 児童相談の流れ

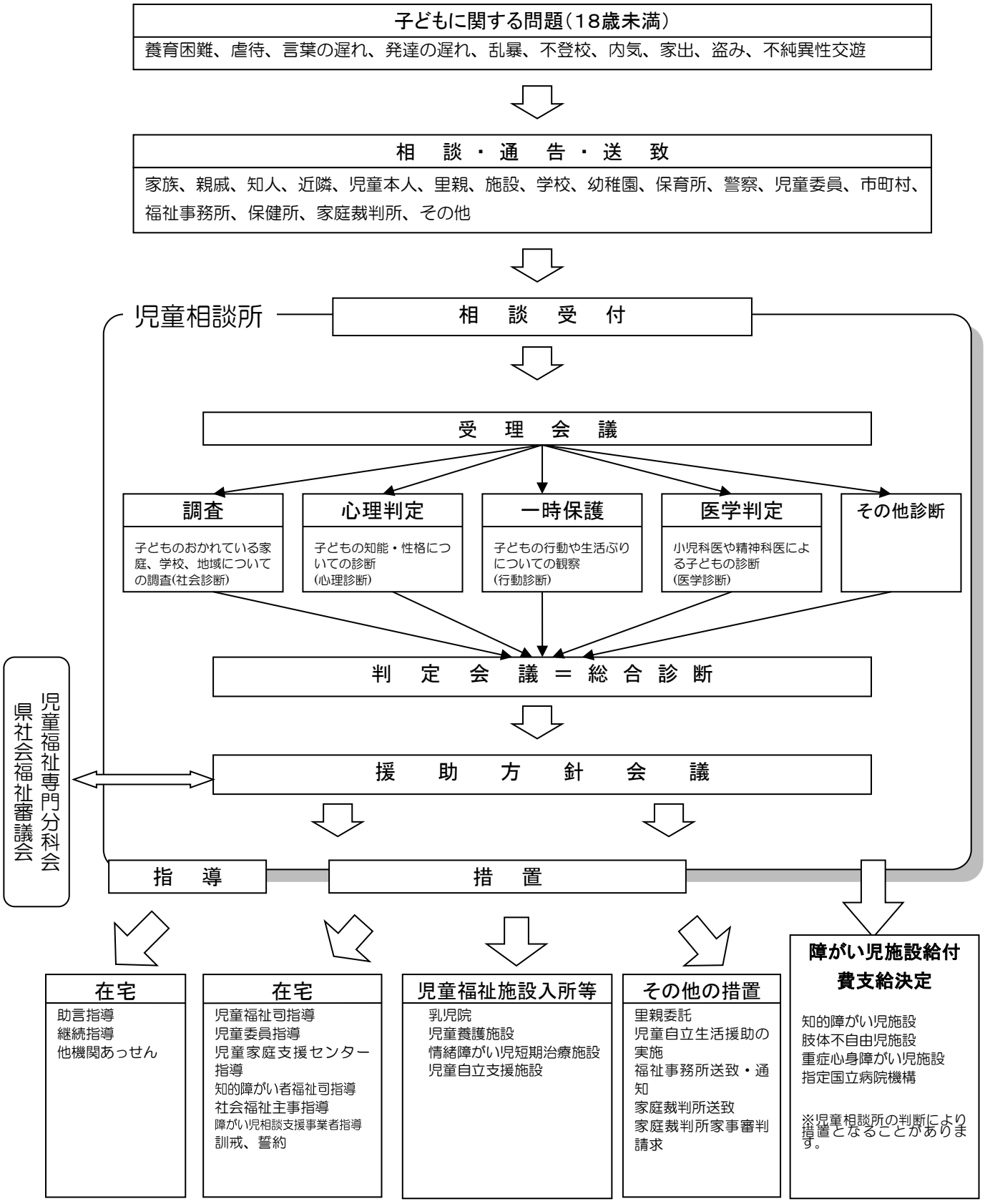

受 理 会 議・・・子どもの問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の要否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。

判 定 会 議・・・ 社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助指針案（具体的な援助の目的、方法など）を作成します。

援助方針会議・・・判定会議の結果に基き、子どもをめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助指針を子ども、保護者の意向を尊重し、決定します。

３ 相談の種類及び内容一覧表

大分類	相　談　種　別	内　　容
養護相談	養　護　相　談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談	保　健　相　談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞、注意欠陥・多動性障がいを有する児童等に関する相談（ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等の場合にはそれぞれのところに分類する）
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	発達障がい相談	発達障がい児に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第２５条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第２５条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する）
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する児童に関する相談
	不　登　校　相　談	学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等はそれぞれのところに分類する）
	適　性　相　談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

4 援助の種類とその内容

指導	在宅	助言指導	１回ないし数回の助言、指示、説得、承認及び情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導
		継続指導	複雑困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導及び訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童及び保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介
措置	在宅	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導
		児童委員指導	問題が家庭環境にある、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合についての指導を委託
		児童家庭支援センター指導委託	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童及び保護者等に同意を得た上で行う指導を委託
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託
		障がい児相談支援事業を行う者の指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導
		訓戒、誓約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）
	児童福祉施設入所		家庭で子どもの養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、子どもの状態により適切な施設を紹介し、入所させる
	その他の措置	里親委託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる要保護児童を登録された里親へ養育を委託
		児童自立生活援助の実施	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない子どもを対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業
		福祉事務所送致等	児童（１５歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置の必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う
		家庭裁判所送致	児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第２７条第１項第４号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第２７条の３）に行う
		家庭裁判所家事審判請求	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第２８条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う
障がい児施設給付費支給決定			障がい児施設等の利用の決定を行う。

5　鳥取県内児童相談所及び管内状況

鳥取県には、東部、中部、西部の３地域に児童相談所が設置されています。



（平成２７年４月１日現在）

	米子児童相談所	倉吉児童相談所	福祉相談センター （中央児童相談所）
写真			
住所	〒683-0052 米子市博労町４－５０	〒682-0881 倉吉市宮川町２－３６	〒680-0901 鳥取市江津３１８－１
地図	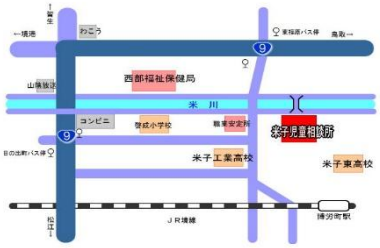	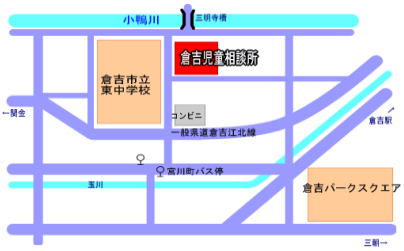	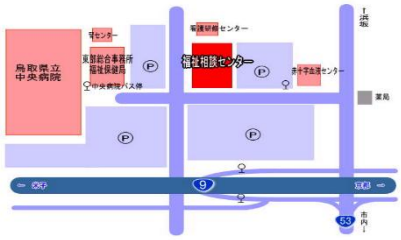
連絡先	電話 0859-33-1471 FAX 0859-23-0621 メール yonagojidosodan@pref.tottori.jp ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39045	電話 0858-23-1141 FAX 0858-23-6367 メール kurayoshijidosodan@pref.tottori.jp ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39044	電話 0857-23-1031 FAX 0857-21-3025 メール fukushisodan@pref.tottori.jp ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34903
管轄区域	鳥取県西部 （米子市、境港市、西伯郡、日野郡）	鳥取県中部 （倉吉市、東伯郡）	鳥取県東部 （鳥取市、岩美郡、八頭郡）
人口等	面　積：1,208.4k㎡ 人　口：２３６，５１１人 世帯数：９０，９１５世帯 児童数：３６，７８７人	面　積：780.4k㎡ 人　口：１０４，３２０人 世帯数：３６，９２８世帯 児童数：１６，３６９人	面　積：1,518.2k㎡ 人　口：２３２，６１０人 世帯数：８９，０５１世帯 児童数：３６，４５９人
全域	鳥取県全域 面　積：3,507.05K㎡　人　口：５７３，４４１人　世帯数：２１６，８９４世帯　児童数：８９，６１５人		

人口、世帯数、児童数については、平成２７年１０月１日現在の集計（資料：県統計課）

６ 組織と業務

福祉相談センター（中央児童相談所）（平成２７年４月１日現在）

【組織】

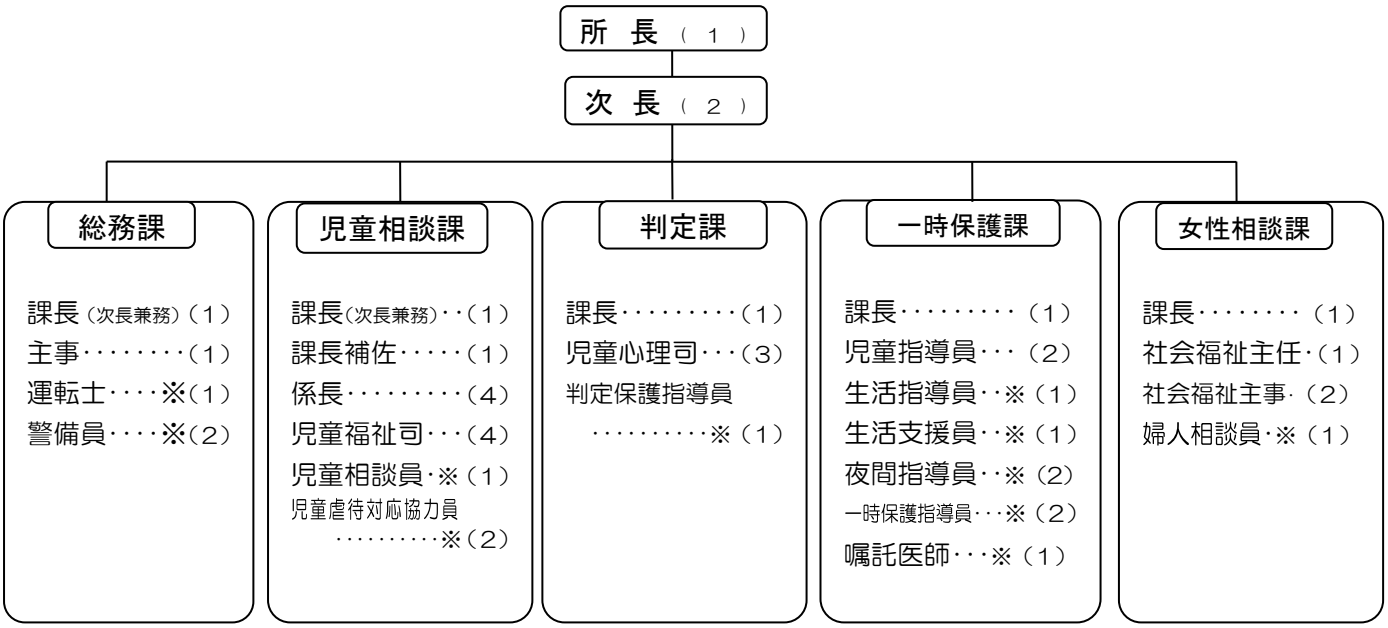

（ ）内は人数　※は非常勤職員

【各課の業務】

総　務　課

・総務事務、庁舎管理、措置費負担金徴収事務等

児 童 相 談 課

・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導

判　定　課

・児童・保護者等に対しての心理診断、児童・保護者等に対しての心理治療、保護者への助言指導

一 時 保 護 課

・児童の緊急保護、行動観察、生活指導

女 性 相 談 課

・要保護女子、暴力被害女性に係る相談、調査、保護、援助

倉吉児童相談所　（平成２７年４月１日現在）

【組織】

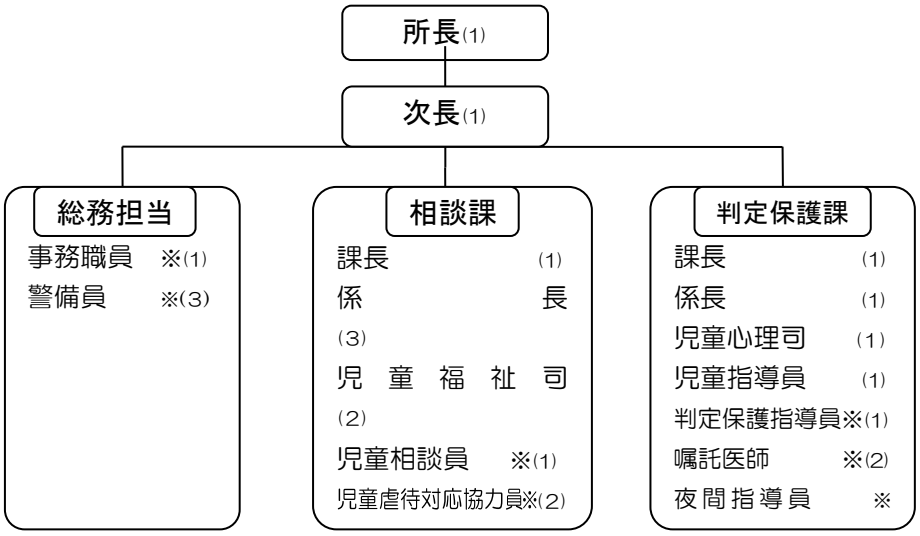

【各課の業務】

総務担当

・予算、決算、出納、文書、庁舎管理、措置費負担金徴収事務等

相 談 課

・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導

判定保護課

・児童・保護者等に対しての心理診断、児童・保護者等に対しての心理治療、保護者への助言指導
・児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

米子児童相談所（H27年４月１日現在）

【組織】

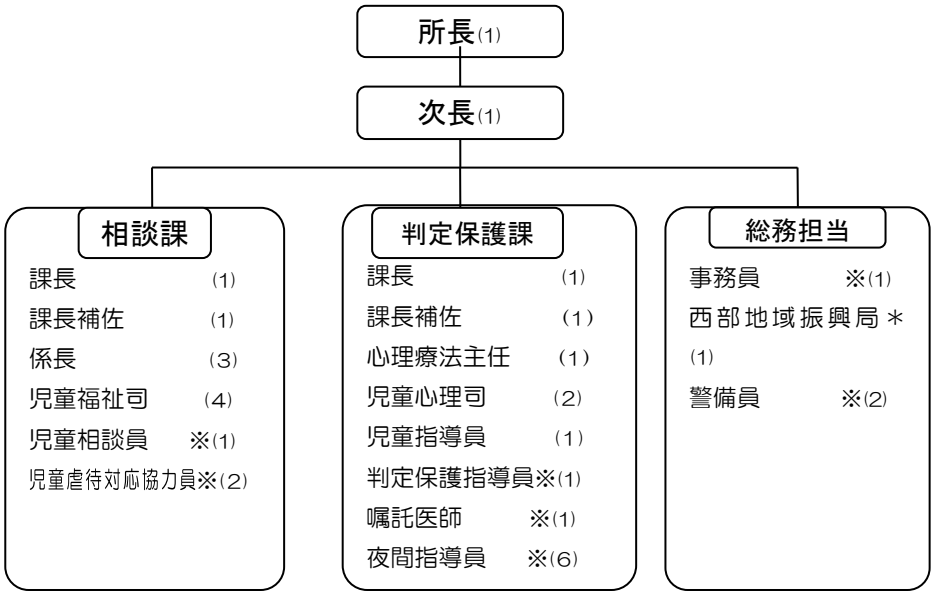

※　非常勤職員
＊　兼務職員

【各課の業務】

総務担当

・庶務一般、会計一般、庁舎警備、夜間及び休日の緊急電話取り次ぎ

相談課

・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導、措置費負担金事務、電話相談

判定保護課

・児童・保護者等に対しての心理診断、児童・保護者等に対しての心理治療、保護者への助言指導
・児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

〇人事、予算、庁舎管理、文書管理等については、管理部門担当

Ⅱ　相談業務の状況

相談受付・調査

子どもに関する問題について、子ども、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、子ども・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査等各診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、子どもの家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

指導・措置等

調査結果から導き出された社会的診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、子どもにかかわる問題の解決に最も効果的と考えられる援助指針を決定します。これにより、子ども及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、子どもの児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、家庭裁判所、福祉事務所送致等の措置を行います。

1　相談状況

(1)相談受付件数

平成２６年度の鳥取県内の児童相談所における相談受付件数は１,９３７件でした。最近５年間の相談受付件数の推移は下図のとおりです。

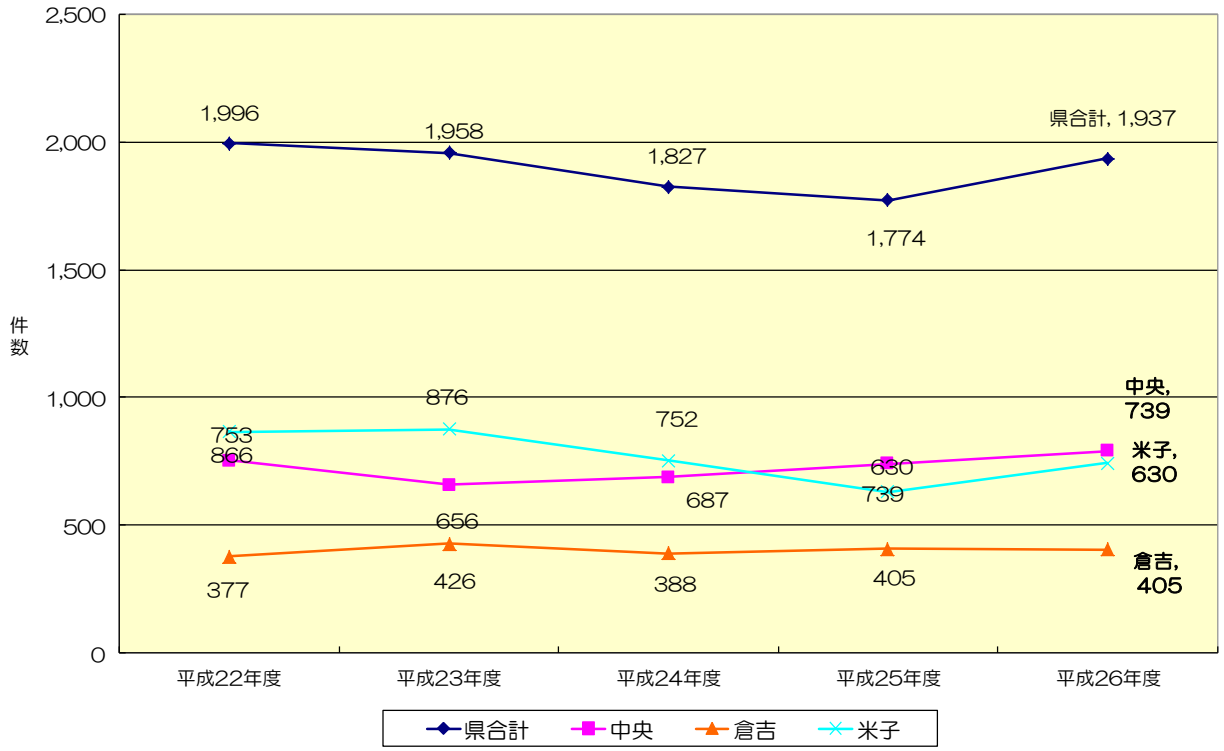

（2）相談の種別

相談種別は障がい相談が最も多く、次いで養護相談、育成相談の順となっています。

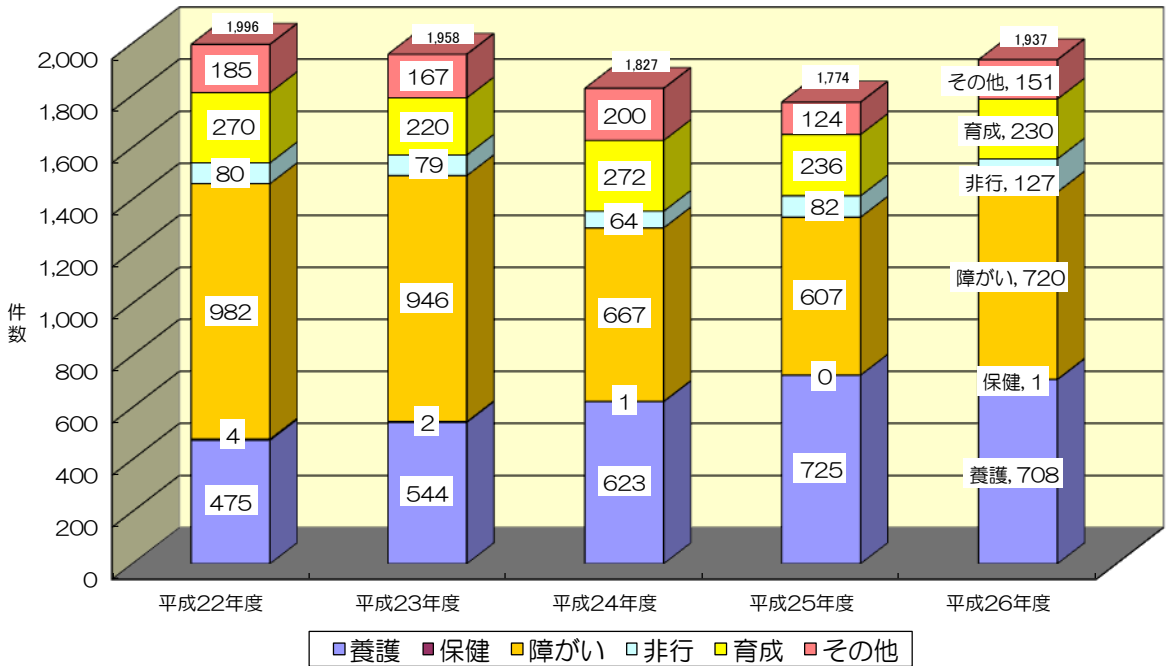

（3）相談の経路

相談経路は、家庭・親戚からの相談が最も多く、１，０２６件でした。

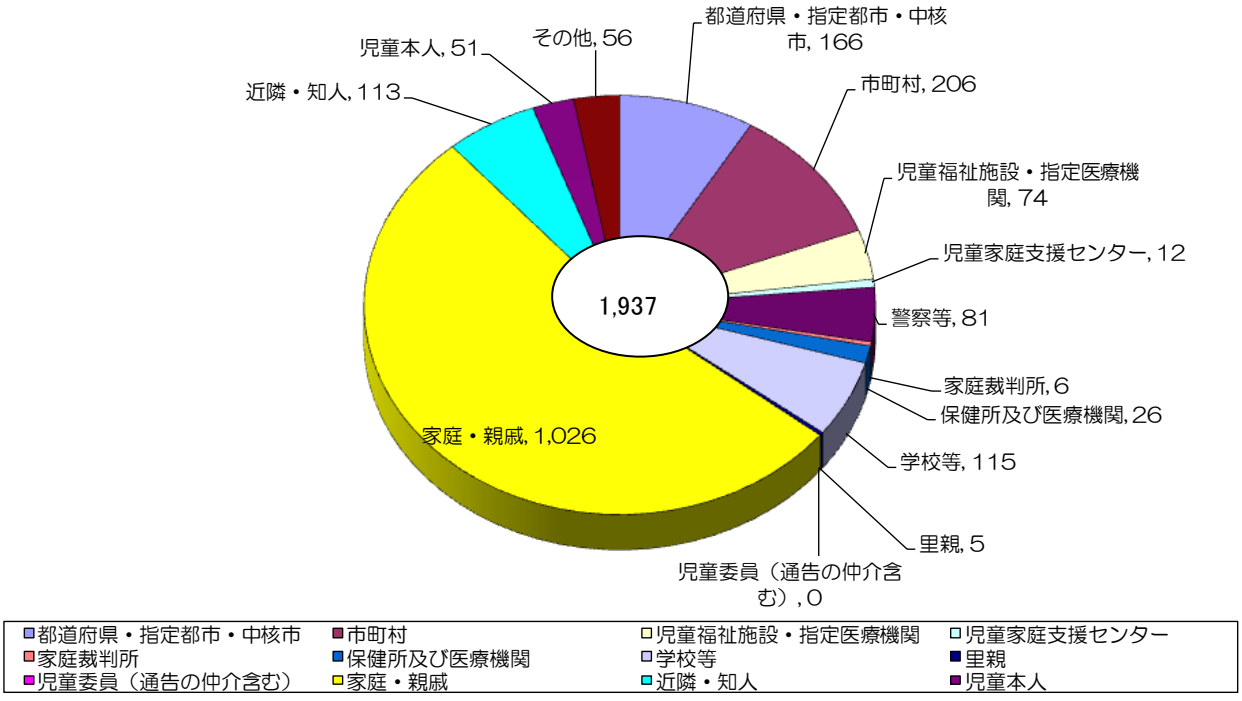

（4）指導・措置の状況

助言指導が１,４２４件で最も多く、次いで継続指導２０８件、児童福祉施設入所７９件の順となっています。

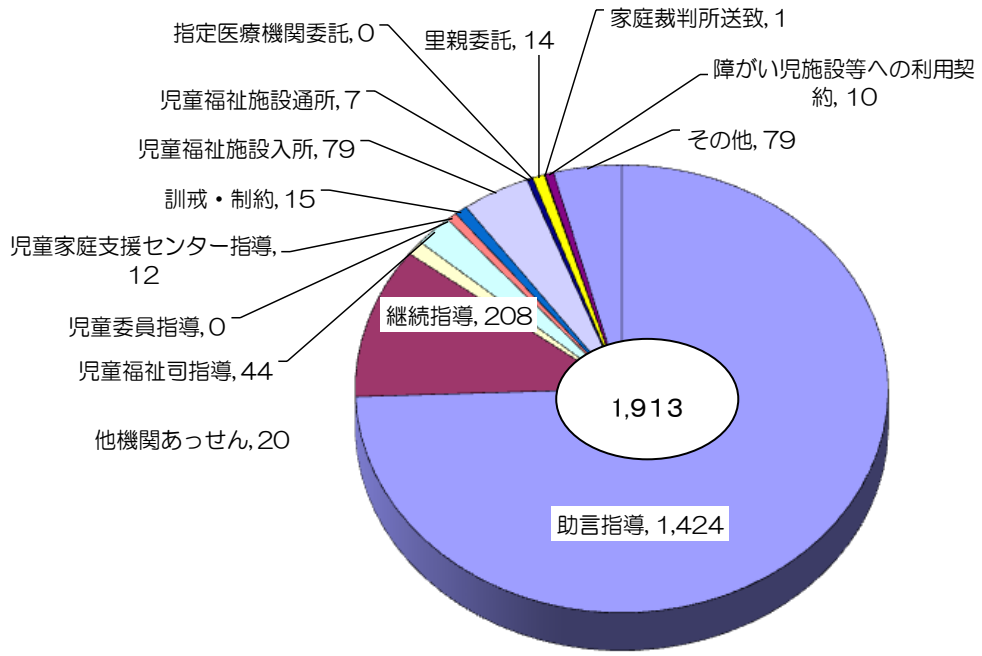

2　各種相談の状況

（1）養護相談

平成２６年度の養護相談受付件数は７２５件で、相談種別の中で最も多い相談となりました。

平成２６年度中に処理をした養護相談の内容は、虐待以外の家庭環境による相談が２９７件で最も多く、次いで虐待相談が８２件となっています。

養護相談推移（受付件数）

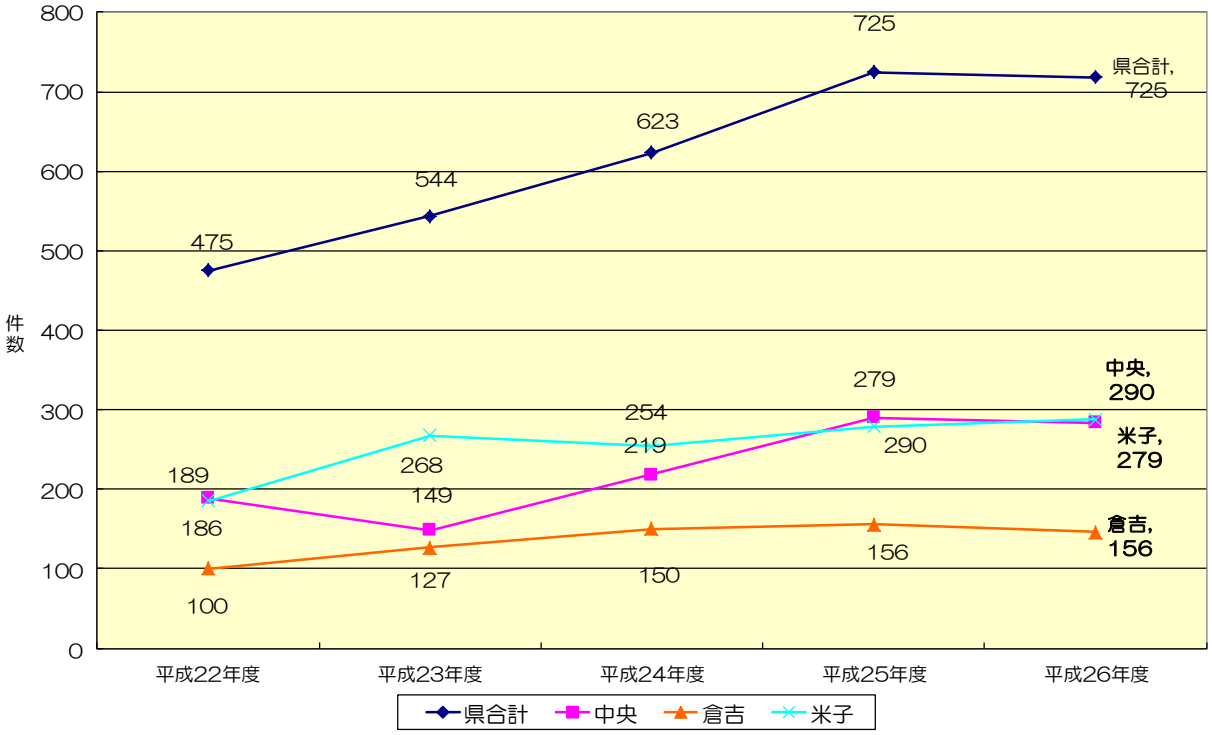

養護相談種別（処理件数）

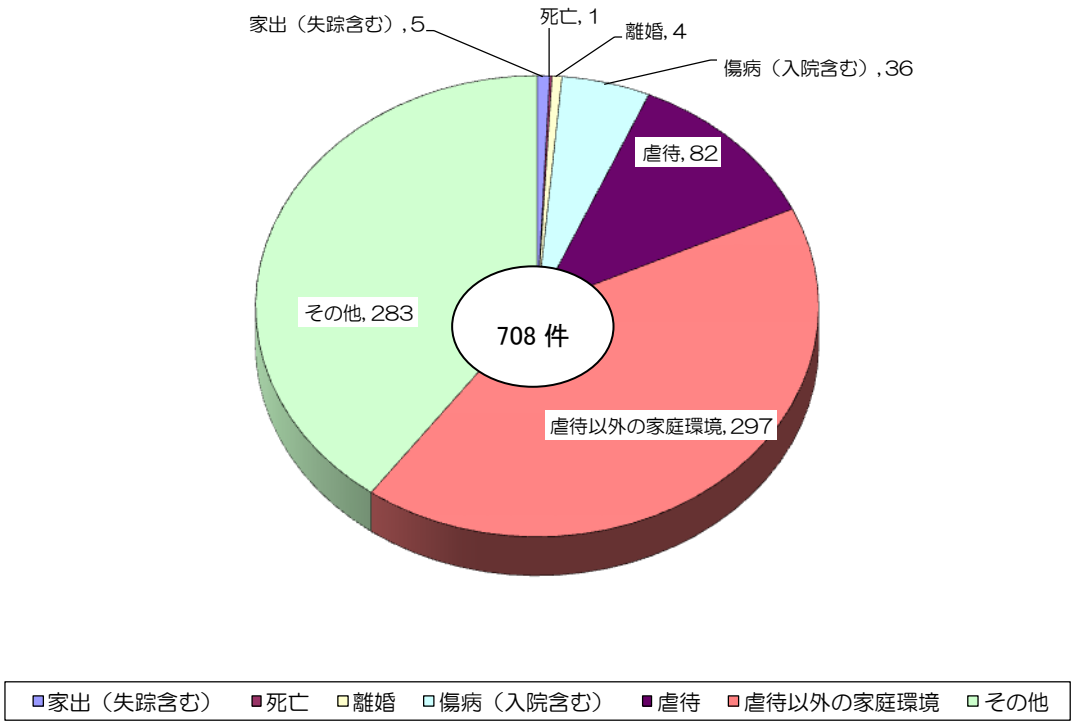

養護相談のうち児童虐待相談の状況

平成２６年度の相談件数は、前年度から７３件減少し、８２件でした。主な虐待内容は身体的虐待がもっとも多く、次いで保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となっています。被虐待児の約７８％は小学生以下の子どもで、虐待者は実母が最も多くなっています。

相談に対する処理は、児童福祉施設入所が約２０％、面接指導（助言指導、継続指導、他機関あっせん）が全体の約５５％、となっています。

①虐待相談推移（処理件数）

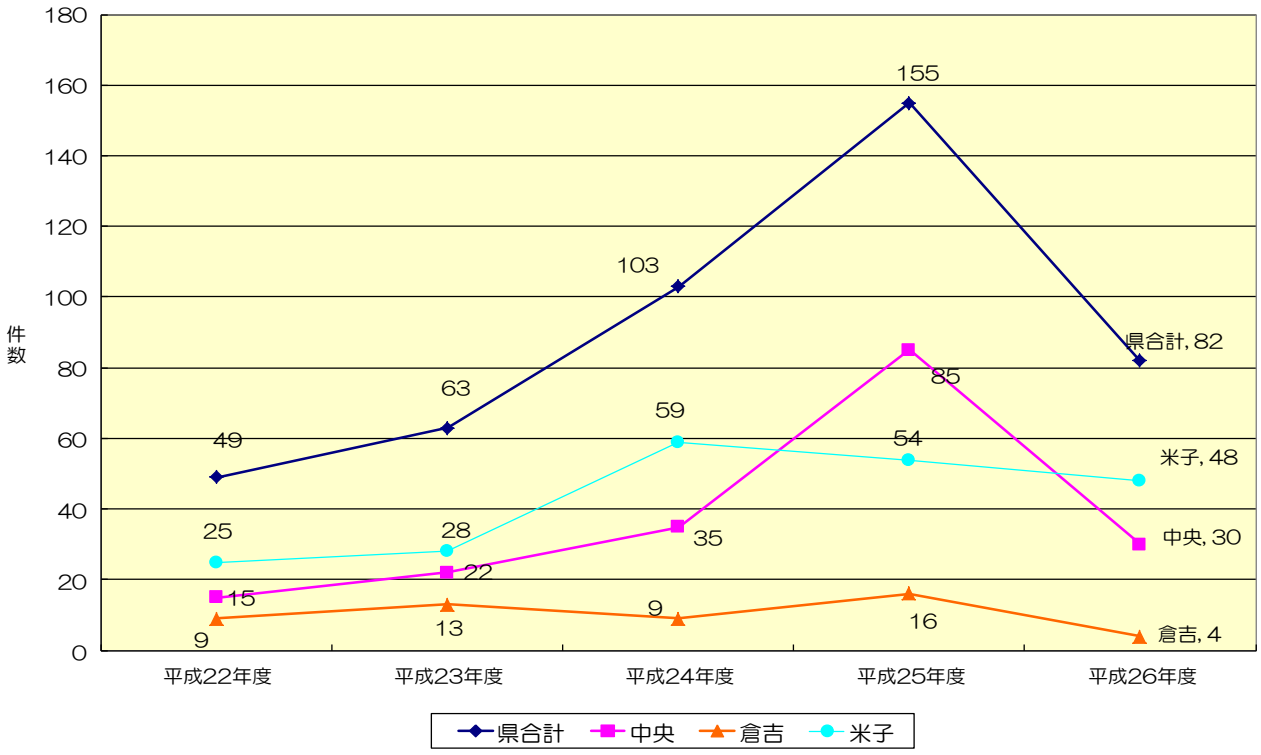

②経路別相談件数

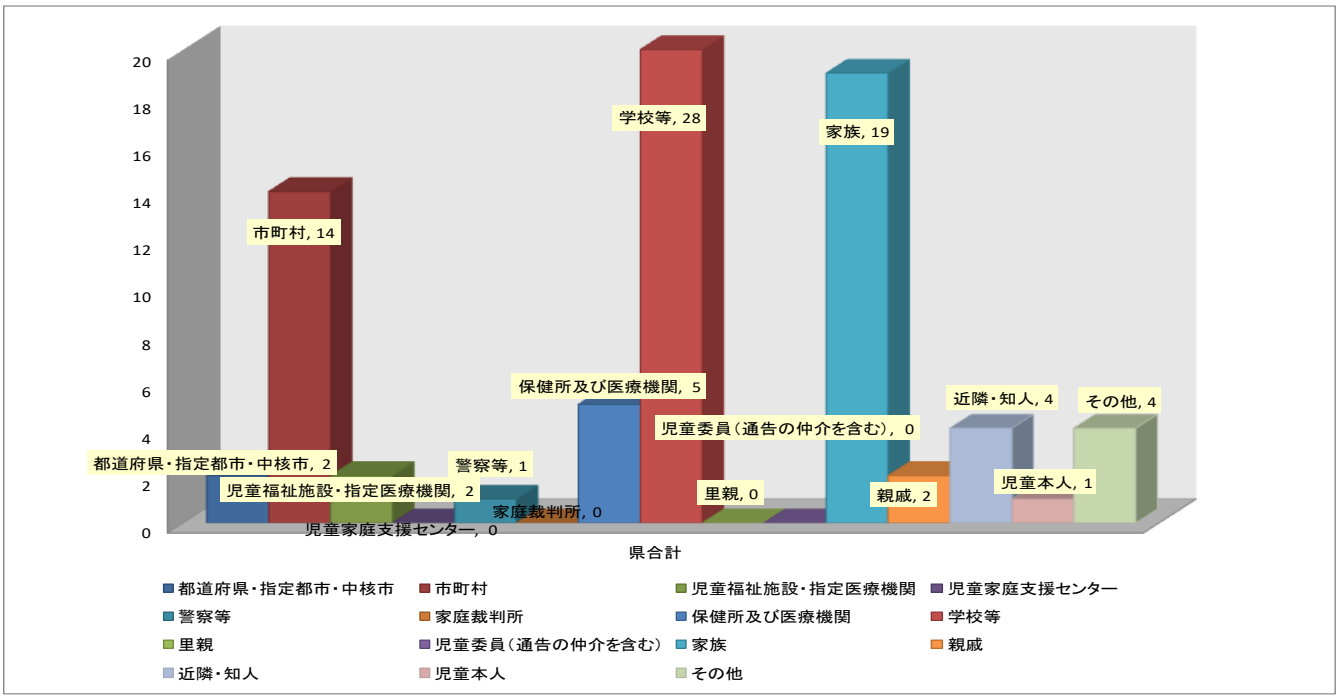

③虐待の種別

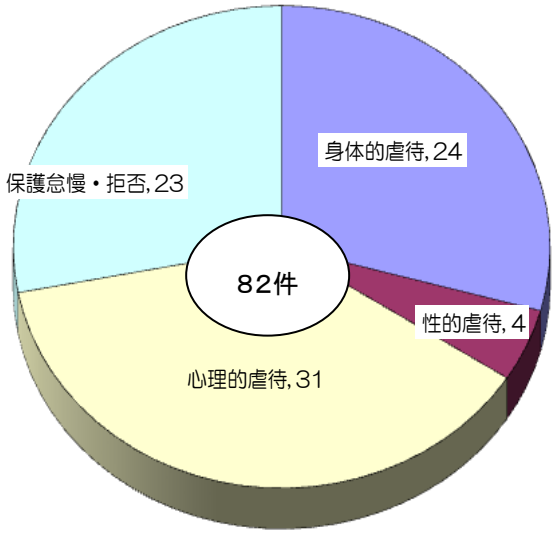

④主たる虐待者

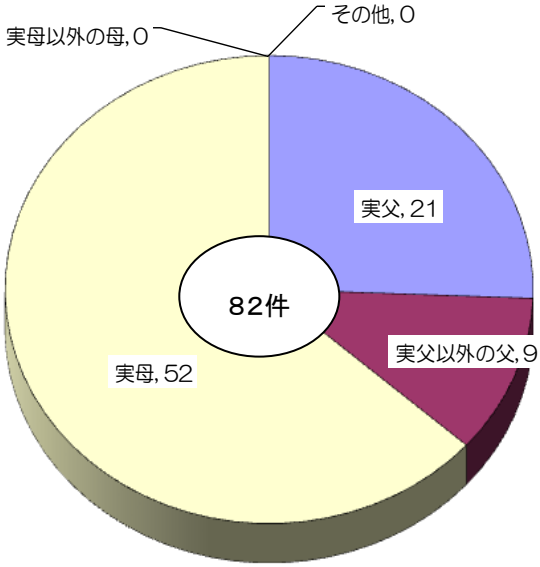

⑤被虐待児の年齢

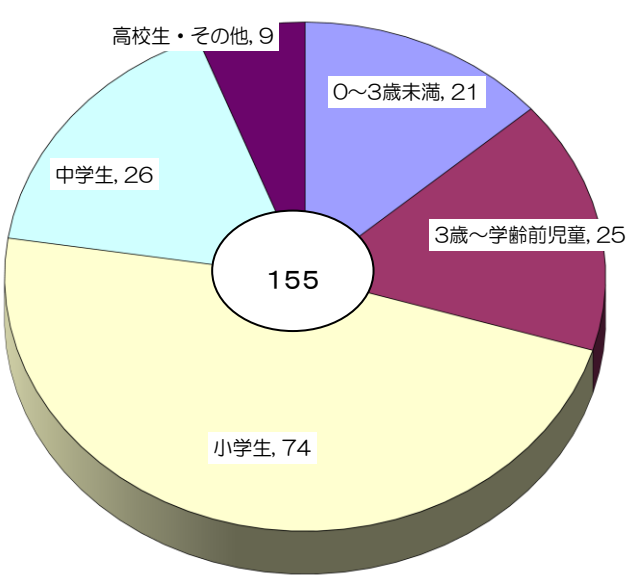

⑥虐待相談処理

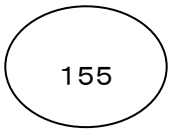

(2)保健相談

保健相談は身体的に弱かったり、様々な疾患で養育指導上特別の配慮等が必要な子どもについての相談です。平成２６年度の相談件数は１件でした。

（3）障がい相談

平成２６年度の障がい相談は受付件数は６０７件でした。
障がい相談の内容別では、知的障がい相談が最も多く全体の約９７％、次いで発達障がい相談となっています。

障がい相談推移

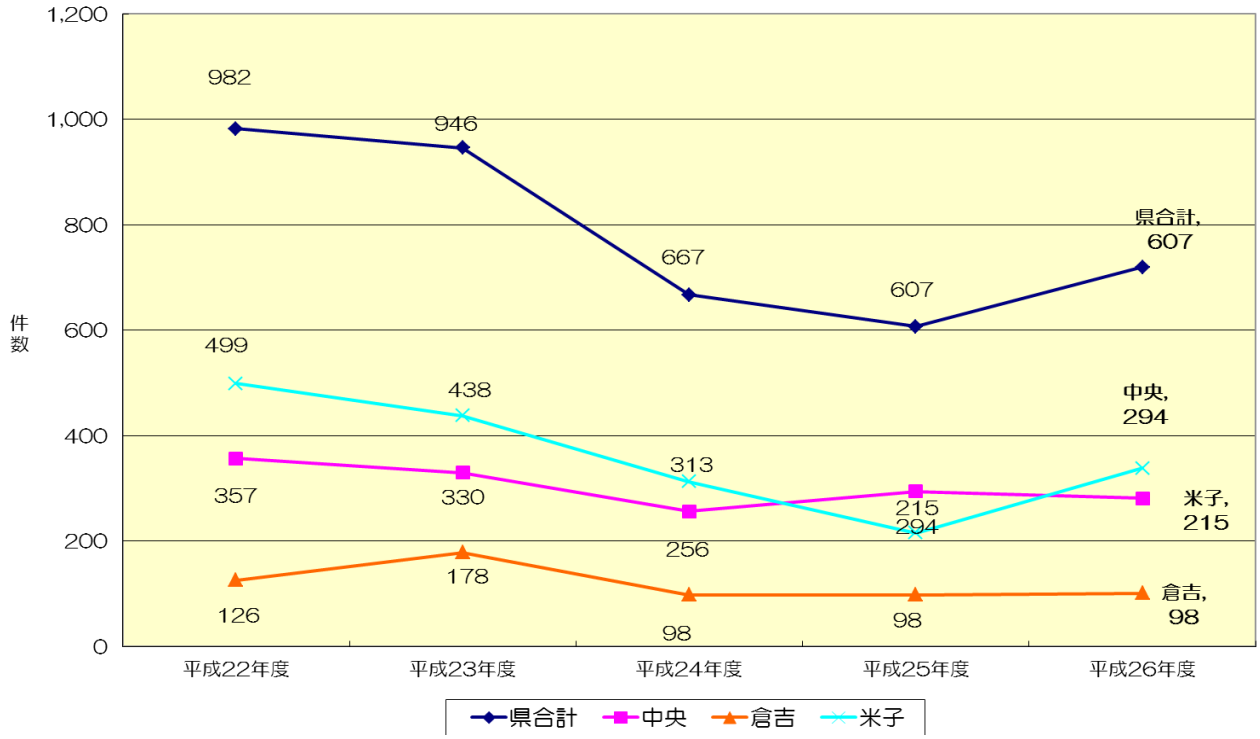

障がい相談種別

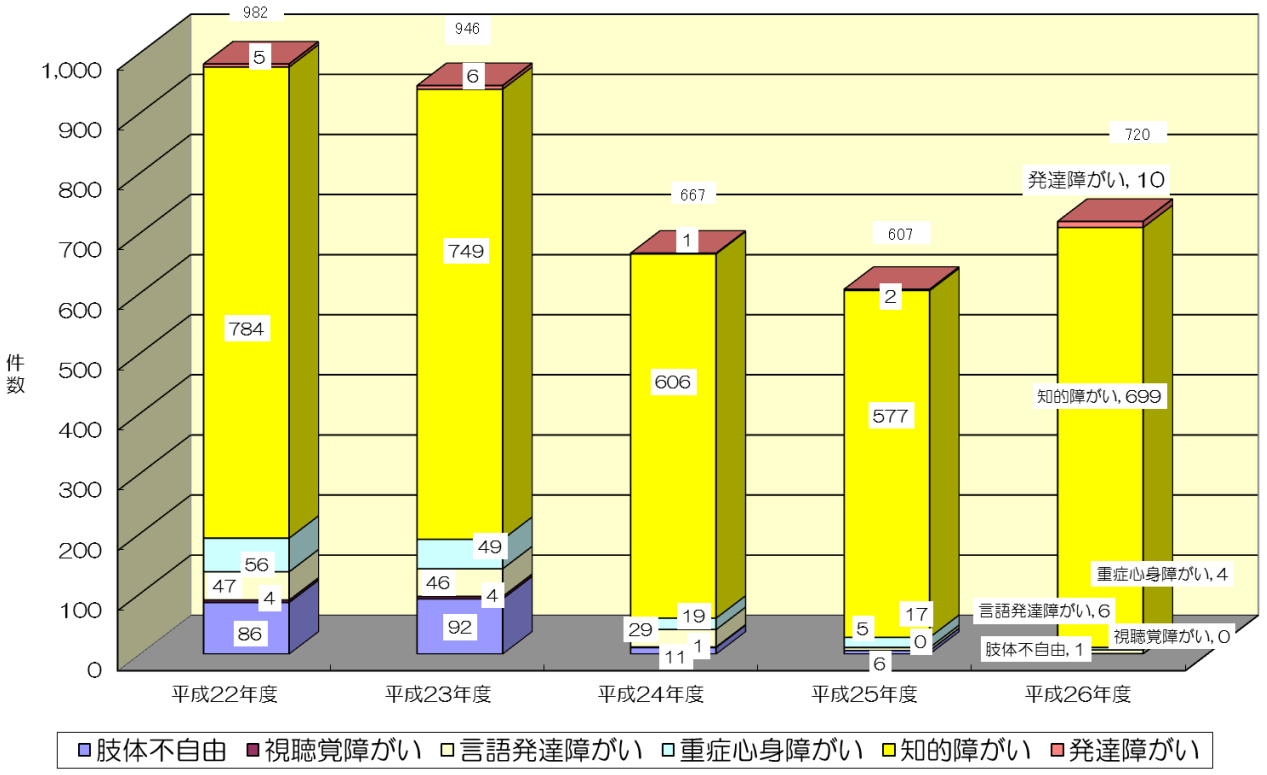

（4）非行相談

非行相談には、家出、乱暴、不純異性交遊などのぐ犯行為等相談と、窃盗、暴行傷害等により警察や家庭裁判所から通告・送致を受けた子どもについての触法行為等相談があります。非行相談のうち、平成２５年度の相談件数は、ぐ犯行為等相談が約７４％、触法行為等相談が約２６％となっています。

非行相談推移

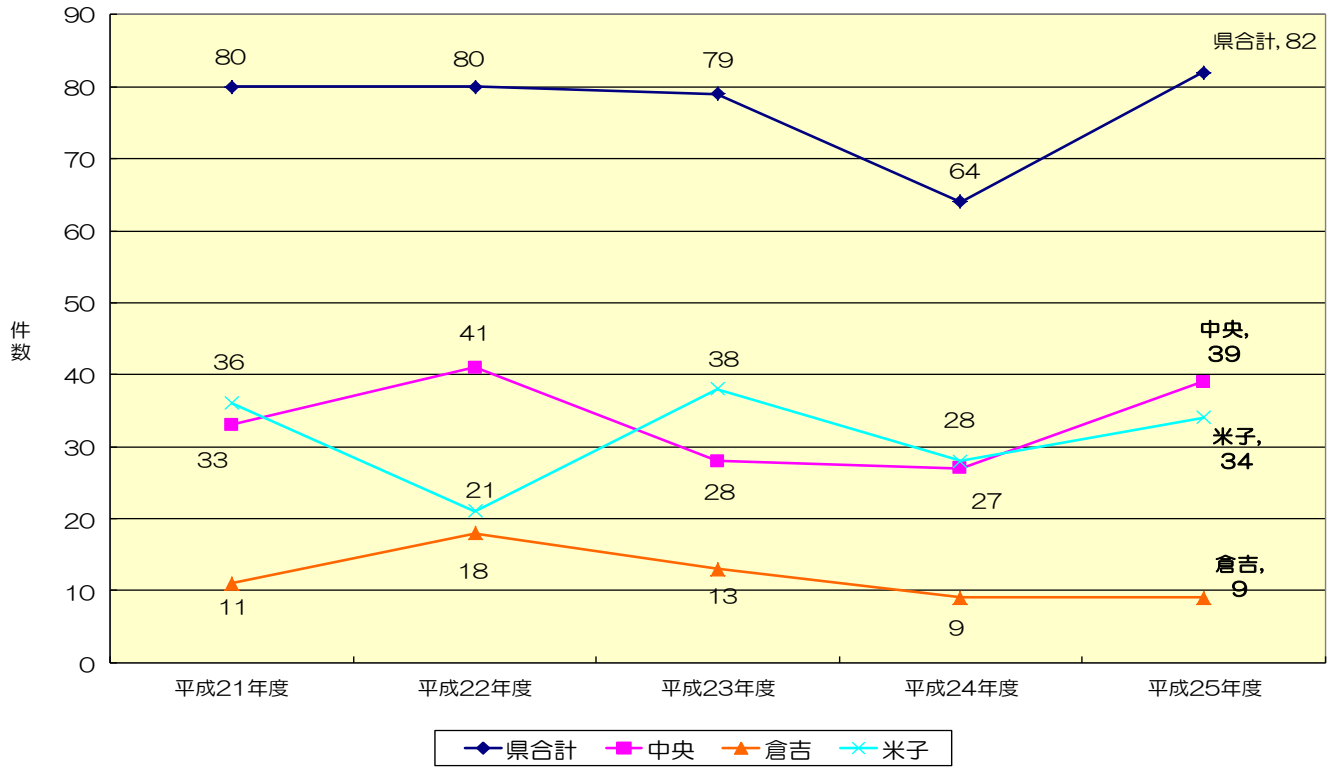

非行相談種別

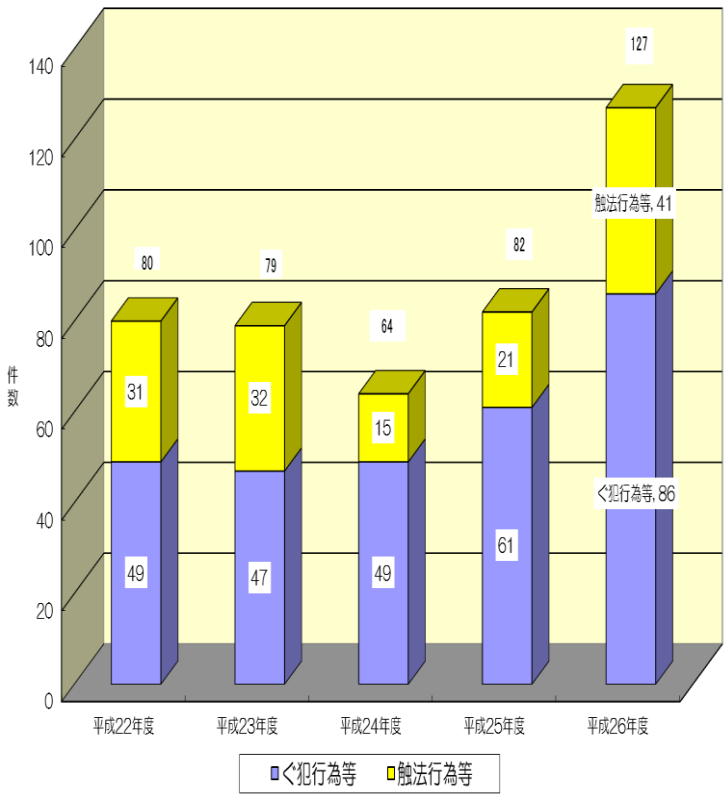

ぐ犯行為等相談内容

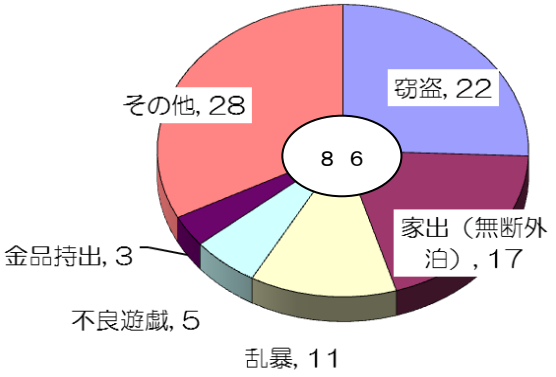

触法行為等相談内容

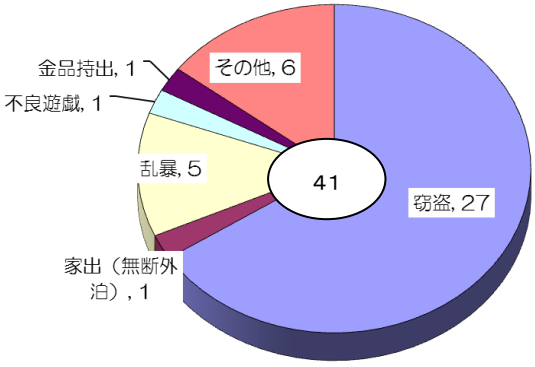

(5)育成相談

育成相談の種類別では、育児・しつけ相談が最も多く全体の約３６％を占め、次いで、落ち着きがない、内気等子どもについての性格行動相談が約３５％となっています。

育成相談推移

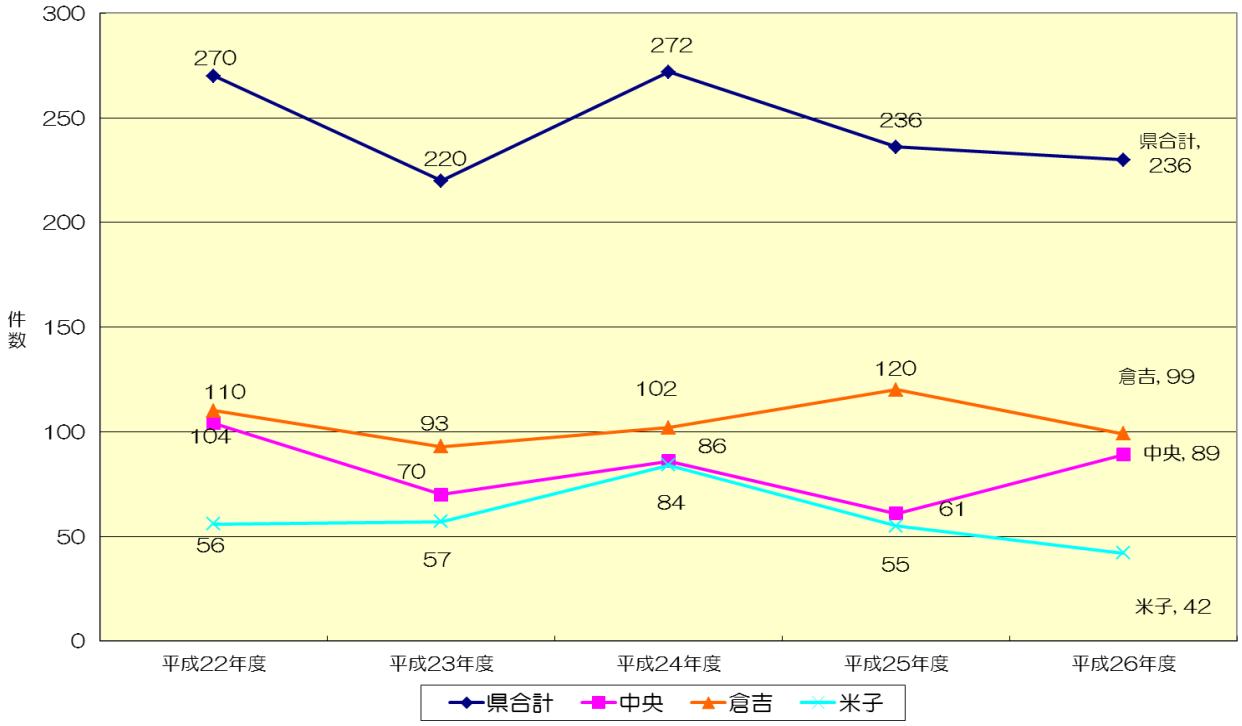

育成相談種別

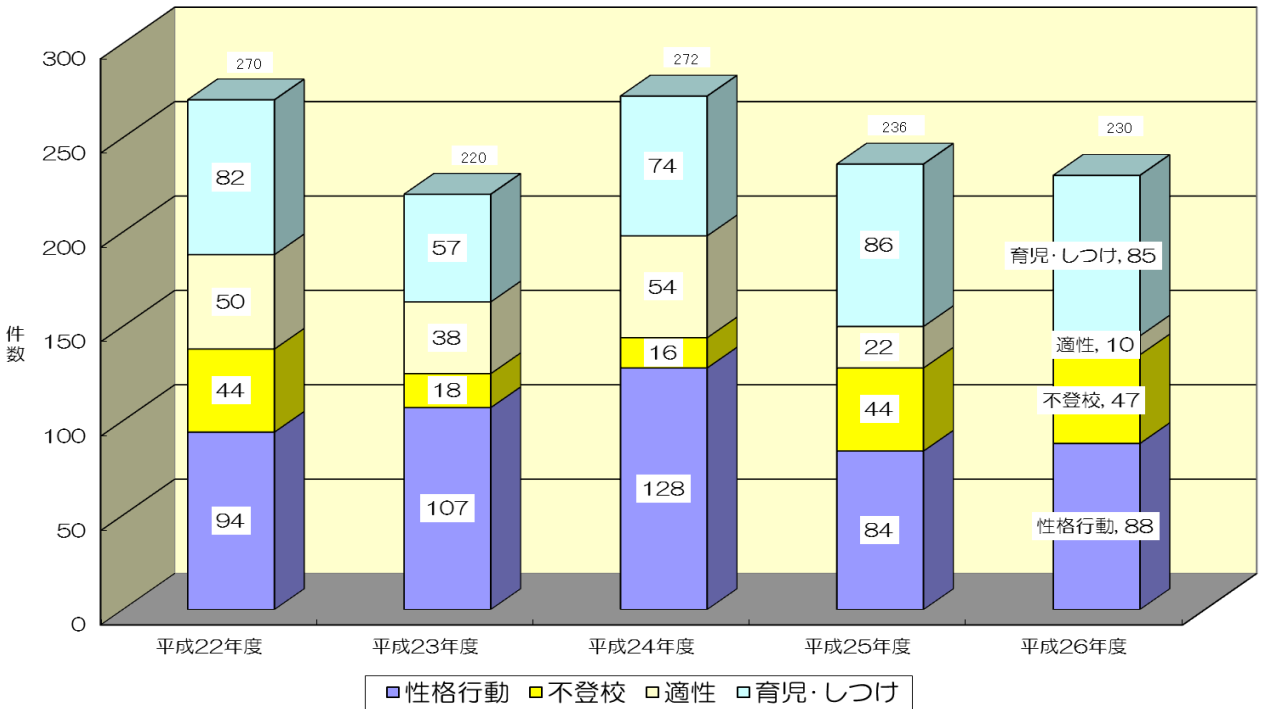

Ⅲ　判定業務の状況

判定業務

判定業務には主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた子どもや保護者等の心理検査や面接を行っています。そのほかに、療育手帳にかかる判定や知的障がいにかかる特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。

心理診断

相談のあった子どもや保護者等について、知能検査、発達検査・面接など心理判定（診断）を行い、子ども等の心理的な状況を把握し、援助方針決定の際の判断材料とします。

心理療法

心理的なケアが必要な子どもや保護者等に対して、遊戯療法やカウンセリングなど個人又は集団による心理療法を行います。

1　心理診断状況

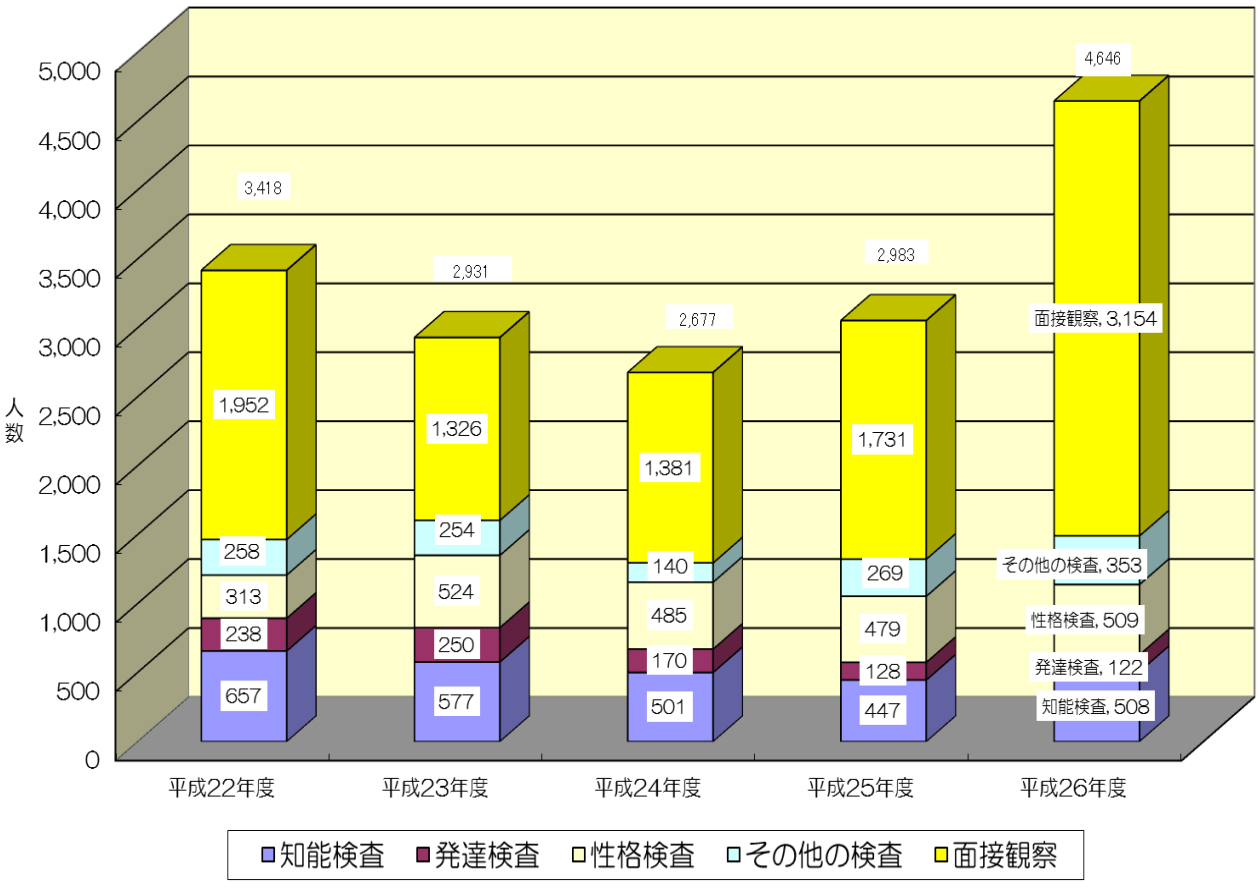

2　心理療法状況　（延べ件数）

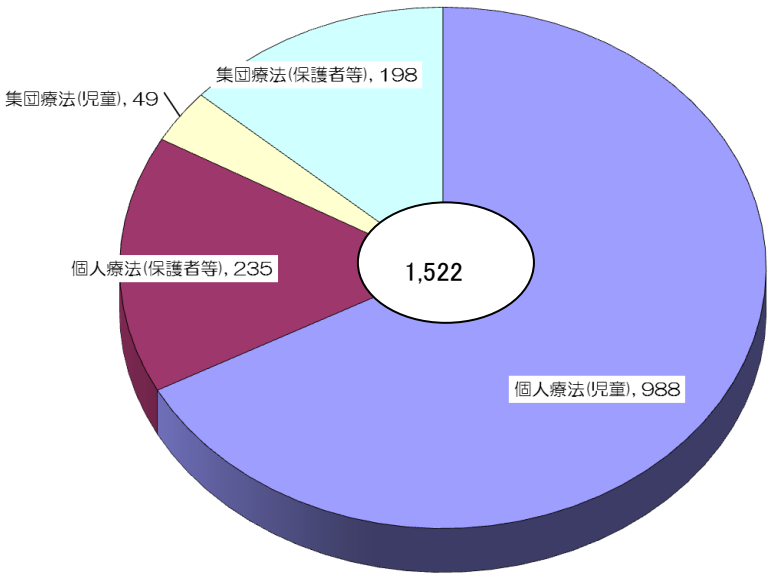

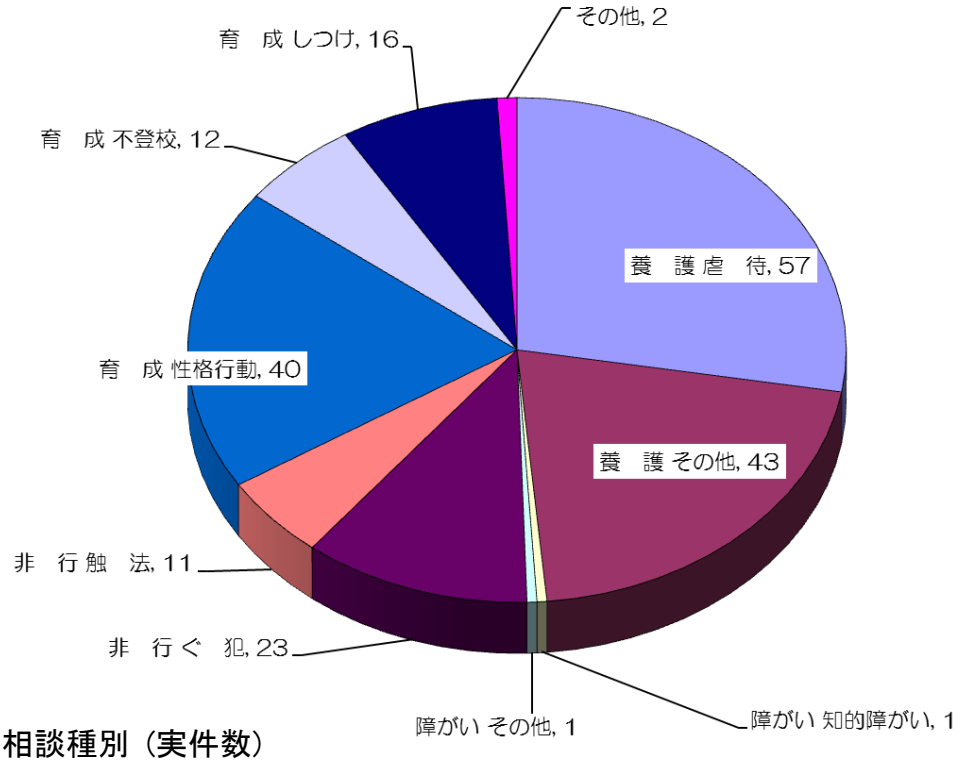

3　心理療法相談種別（実件数）

4　療育手帳・特別児童扶養手当にかかる判定、診断、証明

特別児童扶養手当			療育手帳			その他
診断・判定※1	証明※2	計	交付※3	再判定※4	計	証明※5
13	46	59	45	104	149	42

Ⅳ　一時保護業務の状況

一時保護業務

児童相談所では、家庭内での養育困難、家出、被虐待などの子どもを、一時保護所での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

- 緊急保護…虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により子どもを保護する必要がある場合
- 行動観察…適切な援助方針を決めるために、十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合
- 短期入所指導…短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による処遇が困難又は不適当と判断される場合

一時保護所

一時保護所は、児童相談所に併設されており、保護を必要とする子どもを一時的に保護する施設です。

一時保護中の子どもは、規則正しい生活をして、学習・スポーツ・制作活動・簡単な作業・レクリエーション等を行います。その間に、子どもの日常生活における身辺整理、対人関係、学習態度、遊び、興味関心、社会性等の把握に努め、援助方針決定の際の判断材料の一つとし、子どもの生活がより良いものとなるよう考えていきます。

また、一時保護の間、子どもの心理的状況を把握するため、必要に応じ判定部門による心理判定も行われます。

1　一時保護児童の人員

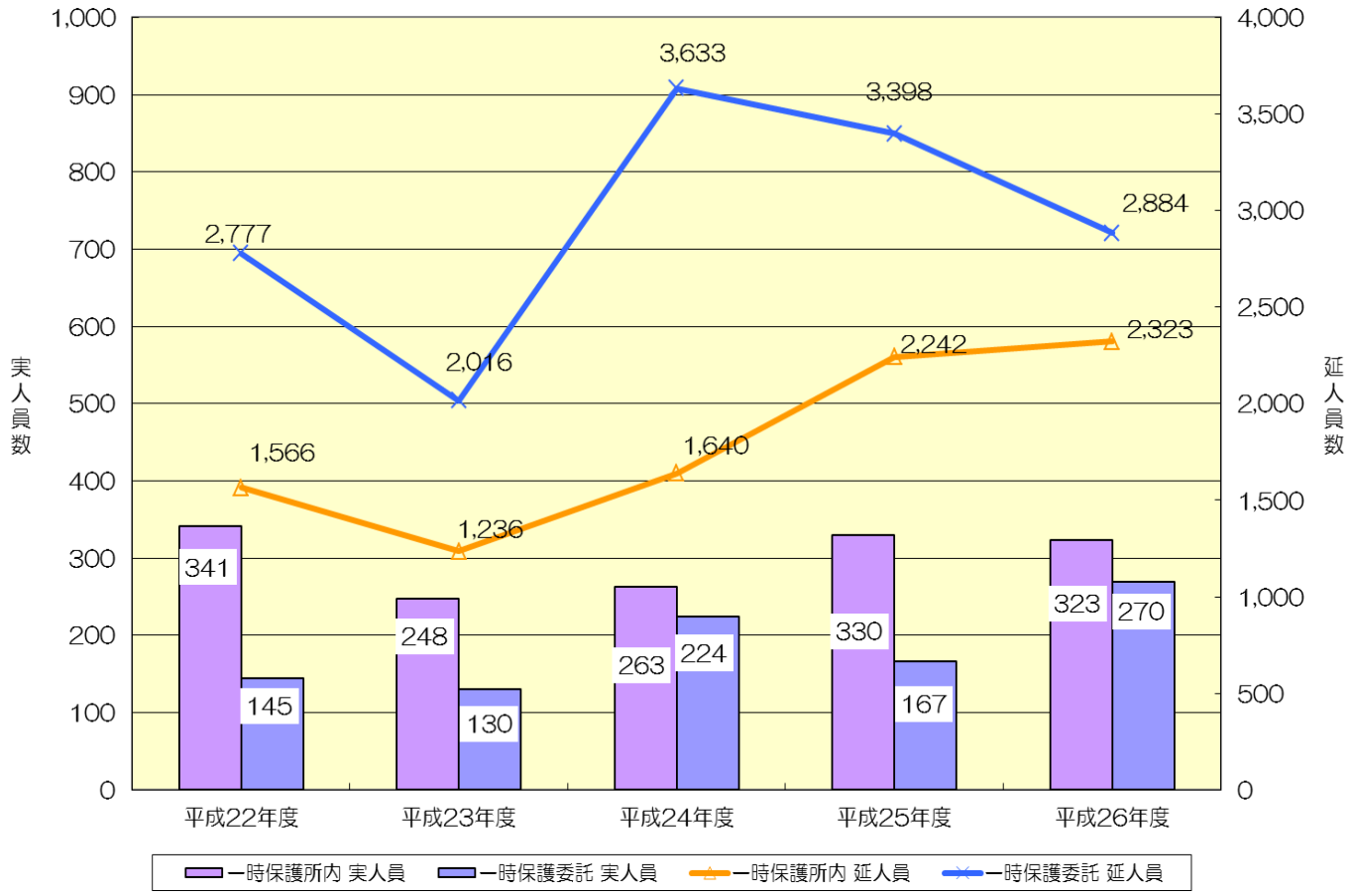

2　一時保護児童相談種別

（1）一時保護所内

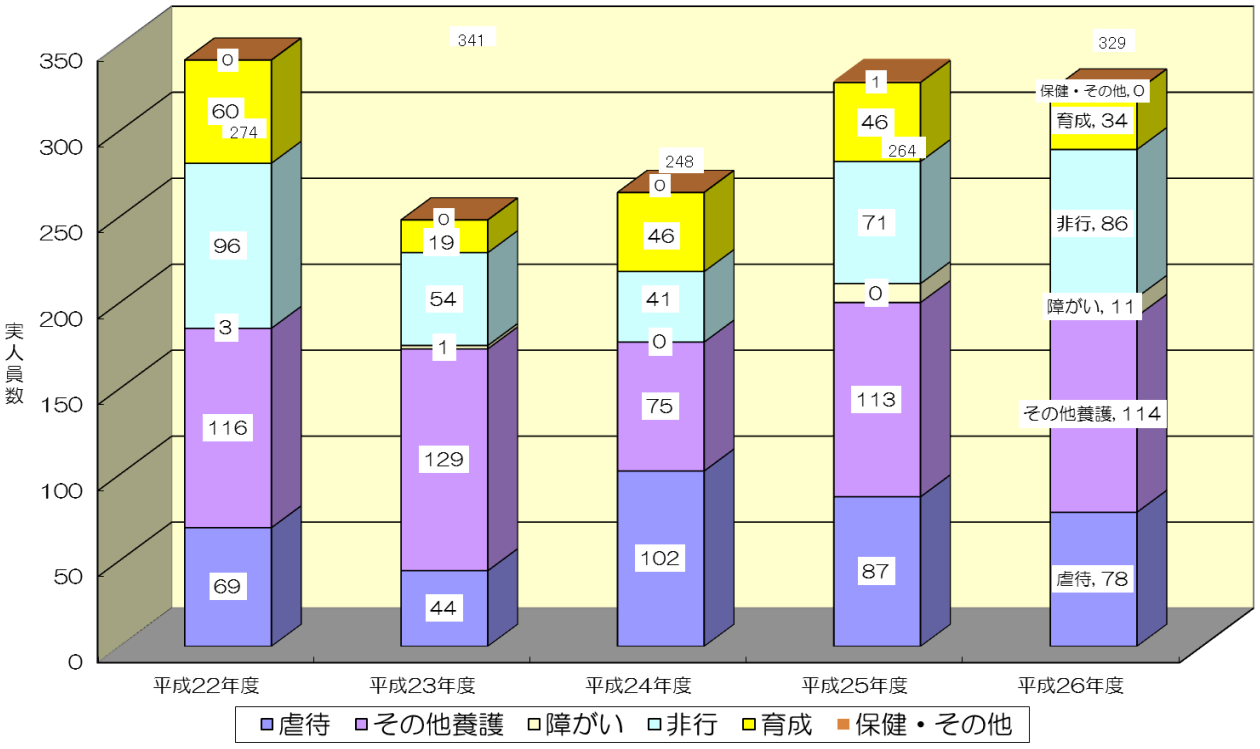

（2）児童養護施設等委託

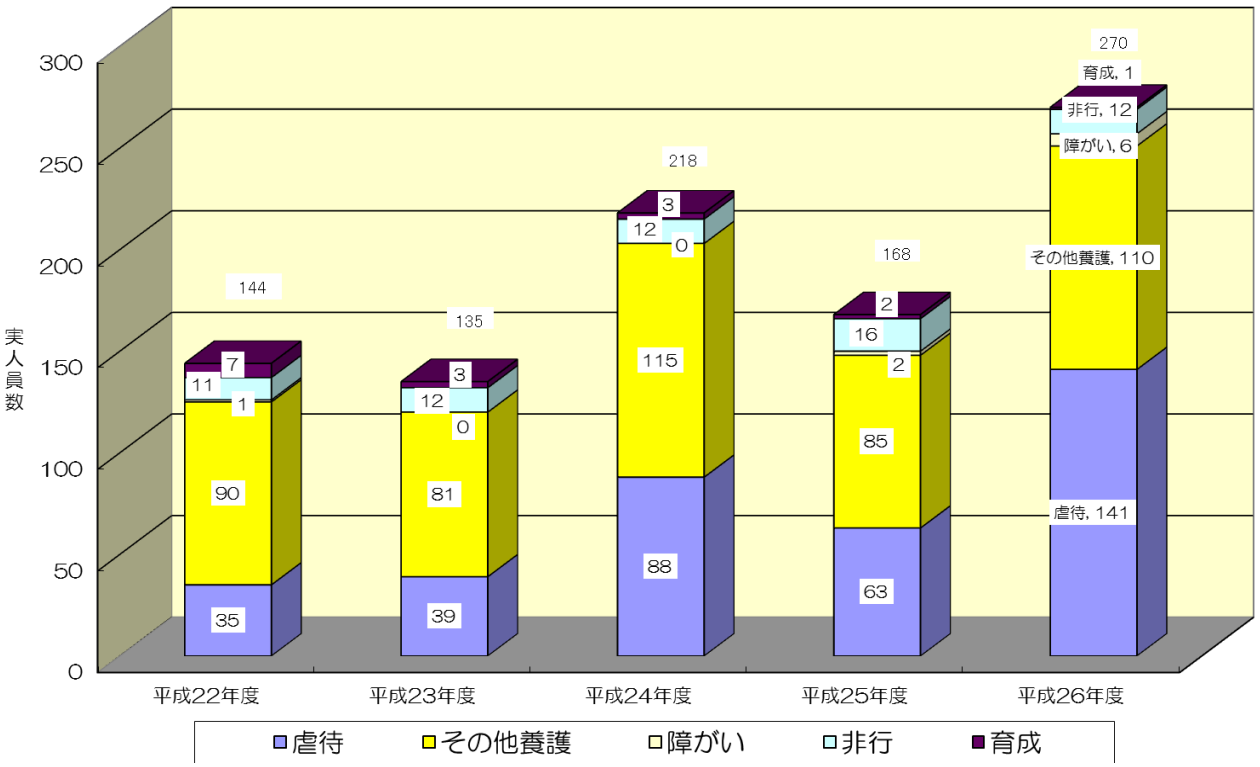

3 年齢別受付件数

(1)一時保護所内　（実人員）

		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
養護	虐待	7	42	12	15	76
	その他	10	40	32	34	116
障がい		0	0	0	11	11
非 行		0	4	68	16	88
育 成		0	7	25	2	34
保健・その他		0	0	0	0	0
合 計		17	93	137	78	325

(2)児童養護施設等委託　（実人員）

		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
養護	虐待	12	8	30	87	137
	その他	71	29	4	7	111
障がい		0	3	0	3	6
非 行		0	0	4	7	11
育 成		0	0	0	1	1
保健・その他		0	0	0	0	0
合 計		83	40	38	105	266

4 一時保護後の処遇

(1)一時保護所内　（実人員）

		児童福祉施設入所	里　親	他機関・他児相に移送	帰　宅	その他	合　計	延べ日数
養護	虐待	8	1	0	41	28	78	503
	その他	8	1	1	55	49	114	1,112
障がい		0	0	0	0	11	11	13
非 行		5	0	2	64	14	86	507
育 成		2	0	0	29	3	34	188
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0
合 計		23	2	3	189	105	323	
延べ日数		379	24	8	1,141	771		2,323

(2)児童養護施設等委託　（実人員）

		児童福祉施設入所	里　親	他機関・他児相に移送	帰　宅	その他	合　計	延べ日数
養護	虐待	9	2	0	13	117	141	854
	その他	21	4	0	71	14	110	1,866
障がい		1	0	0	0	5	6	45
非 行		2	0	0	4	7	13	102
育 成		0	0	0	0	1	1	17
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0
合 計		33	6	0	88	144	271	
延べ日数		1,652	70	0	846	316		2,884

Ⅴ　各種事業の状況

1　巡回相談

（1） 育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

（2） 知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

実施状況

	保育所幼稚園		小学校		中学校		知的障がい		地区出張相談		心理相談日		計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
計	0	0	0	0	0	0	8	8	16	63	0	0	24	71
中央	0	0	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	8	8
倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	16	63	0	0	16	63
米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2　乳幼児に対する精密健康診査

市町村が実施する１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査の結果、精神発達等について精密健康診査が必要と判断された子どもを対象に、調査・診断を行います。

なお、精密健康診査の結果、引き続き指導することが必要と思われる場合は、関係機関と連携し、事後指導を実施しています。

実施状況

３歳児精密		1.6歳児精密		計	
回数	人員	回数	人員	回数	人員
0	0	0	0	0	0

3　在宅重症心身障がい児（者）の訪問指導

在宅の重症心身障がい児（者）の家庭での療育指導を強化するために、専門職員として保健師が配置されています。

日常の看護、生活指導や環境改善、関係医療や施設との連絡調整、訪問指導をしています。

4　こども電話相談

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等について保護者、児童等からの相談に児童相談員が応じています。

相談種別

区分	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい	重症心身障がい	知的障がい	自閉症	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
中央	32	0	0	0	0	0	0	0	6	0	16	7	0	0	62	123
倉吉	57	0	0	0	0	0	0	1	5	0	11	4	0	1	17	96
米子	19	1	0	0	4	0	2	0	3	0	11	5	1	2	33	81
計	108	1	0	0	4	0	2	1	14	0	38	16	1	3	112	300

相談者別

区分	家族・親戚	本人	その他	計
中央	72	15	36	123
倉吉	32	1	63	96
米子	52	8	21	81
計	156	24	120	300

処理状況

区分	電話で助言指導(来所指示含む)	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
中央	119	0	0	4	123
倉吉	96	0	0	0	96
米子	73	0	7	1	81
計	288	0	7	5	300

5 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待防止対策事業(福祉相談センター)

児童虐待が年々増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

① 関係機関との連携

・東部圏域関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
・児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行っています。

② 市町との連携

・各市町が設置する要保護児童対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。）の代表者会議、実務者会議個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
・市町別に地域協議会の実務者会議において、市町児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図っています。

③ 鳥取県弁護士会との連携

児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、それらを拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういった事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、適切な法的解決を図っています。
（相談件数　３３件（全県））

④ 出前相談(虐待等に関する講演等)

地域住民、民生委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行っています。

⑤ 児童福祉司任用資格認定研修の実施（全県）

地域の児童家庭相談に適切に対応できる人材を養成し、児童相談及び支援体制の充実を図ることを目的に研修を行いました。対象は、市町村の保健師、保育士、児童養護施設等の職員であり、修了者に児童福祉司任用資格認定を行いました。　（参加者３７名　認定者１１名）

■ 平成２６年度児童福祉司任用資格認定及び基幹的職員研修日程

会場　1回～4回　倉吉体育文化会館　小研修室２

6月２０日（水）　児童福祉司任用資格認定研修

	時　間	科　目（内容）	講　師
1回目	9:45～10:00	開講式	福祉相談センター 所長　門脇　保身
	10:00～12:00	・児童福祉法の理解	福祉相談センター 所長　門脇　保身
	13:00～15:00	・児童相談所の業務において必要な法知識	菜の花総合法律事務所 弁護士　駒井　重忠
	15:15～17:15	・児童相談所の業務と関係機関との連携	倉吉児童相談所 所長　星見　元史

7月１８日（金）

2回目	10:00～12:00	・児童権利条約の理解	米子児童相談所 相談課係長　和田　俊介
	13:00～14:00	・市町村の業務、要保護児童対策地域協議会の業務	鳥取市こども発達・家庭支援センター 所長　山中　八寿子
	14:00～17:00	・ジェノグラムの理解・エコマップの理解	米子児童相談所 相談課長　山澤　重美

8月２９日（金）

3回目	10:00～12:00	・子どもの発達	総合療育センター 医長　呉　博子
	13:00～17:00	・子ども中心の支援について	倉敷児童相談所 子ども相談課総括主幹 薬師寺　真

9月１９日（金）

4回目	10:00～12:00	・施設の管理運営について	鳥取子ども学園希望館 副館長　山下　学
	13:00～15:00	・施設入所児童への支援について	鳥取子ども学園希望館 副館長　藤野　謙一
	15:15～16:45	・障がい児関連法令や制度について	総合療育センター 係長　小泉　浩二
	16:45～17:00	・閉講式	福祉相談センター 所長　門脇　保身

⑥ 市町村要保護児童対策地域協議会職員及び児童福祉施設職員研修

市町村児童家庭相談担当職員及び児童福祉施設職員のスキルアップを目的として研修を行っています。
（内容及び回数は上記「児童福祉司任用資格認定研修」と同じ）（実施回数４回、参加者４０人）

（2） 児童相談所職員研修

① 新規採用職員及び新任職員研修

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に児童相談所の業務や児童相談所運営指針を主に研修を行っています。

１　日　時　平成２６年4月１４日（月）
　　平成２６年4月１６日（木）
２　内　容　児童相談所運営指針を基本とした児童相談所業務概要

1回目　４月１４日（月）

時　　間	内　　容	講　　師
10:00～12:00	・児童相談所運営指針の改訂について ・第1章 児童相談所の概要 ・第2章 組織と職員	福祉相談センター　門脇　所長
13:00～14:30	・第３章　相談受付から援助決定業務 ・第4章　援助 ・社会診断について ・施設入所の流れについて	倉吉児童相談所　大下　課長
14:45～16:00	・措置費・受診券について ・負担金事務について	青少年・家庭課　森本　主事
16:15～17:15	・第5章 一時保護 ・行動診断について	米子児童相談所　山花　課長

2回目　４月１６日（水）

10:00～12:00	・児童相談所業務において必要な法知識 ＊児童福祉法、児童虐待防止法、民法　ほか	米子児童相談所　山澤　所長
13:00～14:00	・第６章　業務に係る留意事項	福祉相談センター　川口　課長
14:10～15:00	・第７章 各種機関との連携 ・第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類	倉吉児童相談所　星見　所長
15:10～15:50	・里親制度について	里親支援とっとり 吉田里親委託等推進員
16:00～17:00	・児童相談所システムについて	福祉相談センター　坪倉　係長

② コモンセンス・ペアレンティング研修

児童相談所職員を対象に、コモンセンス・ペアレンティングプログラムについて研修を行いました。
（実施回数８回　実参加人員１２人、延べ参加人員４４人）

※コモンセンス・ペアレンティングプログラム（CSP）：暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す養育プログラム。

6 その他の事業

（1） 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業（福祉相談センター）

〔目　的〕・・・近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図ると共に、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕・・・（1）保護者等

児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等で子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている者。

（2）児童

前項の保護者等が監護する児童。

〔実　績〕

	回　数	実人員	延人員
①　CSP 講座	１６	９	６５
②　CSP フォローアップグループ	１２	１７	６７
③　幼児版 CSP 講座	３３	９	５１
④　里親向け CSP 講座	１０	４	２２
⑤　母子生活支援施設職員講座	１４	１４	６２
⑥　市町開催講座	８	６	２８
⑦　グループ通所指導	１３	３	３９

※セカンドステップ：子どもがさまざまな場面で自分の感情を言葉で表現し、対人関係や問題を解決する能力と怒りや衝動をコントロールできるよう社会的スキルを身につけるためのプログラム。

（2）虐待を受けた子どもへの支援事業＜通称ボンジュール＞（倉吉児童相談所）

〔目　的〕・・・虐待あるいは不適切な養育を受けたことにより、社会不適応を起こしている子どもに対して、子ども自身が暴力に頼らない問題解決方法を学び、子どもを支援する側も暴力を用いない方法を学ぶことで、子どもが安心し、家庭や学校、施設で適応して生活できることを目的としています。

〔対象者〕・・・継続指導、児童福祉司指導、施設入所中の子どもとその支援者・保護者

〔実　績〕

◎ 子ども支援：児童養護施設に入所中の低学年の子どもを対象に、セカンドステップ（円滑な人間関係や、社会への適応力を体験的に学び、身につけていく教育的プログラム）を実施しました。

実施回数	参加児童数	延べ参加児童数
３４回	５名	３４名

◎ 子ども支援：セカンドステップに参加した子ども同士で共に活動しながら、自然との触れ合いを通して、楽しい体験や助け合うことの大切さを学ぶ活動を計画。

日　　時	８月７日（水）午前 10 時 30 分～午後 1 時 40 分 ⇒当日悪天候のため中止
場　　所	関金清流遊 YOU 村（倉吉市関金町小泉 639）
内　　容	小集団での野外活動（魚のつかみ取り、野外炊飯）

◎ 支援者・保護者支援：コモンセンス・ペアレンティング（子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられるスキルの体得を経験的に学習するプログラム）を実施しました。

種別	参加人数	備　考
支援者１回目	３名	母子生活支援施設職員、児童養護施設職員
支援者２回目	２名	母子生活支援施設職員、児童家庭支援センター職員
保　護　者	３名	個別に実施

（３）児童虐待防止支援事業（要保護児童を守る地域づくりの推進と人材育成）

〔目　的〕・・・近年児相が対応する事例が増加する中で、事例の複雑性、困難性が増している。児童虐待の事例では、心理的ケアの必要性が高く、的確な見立てとともに個々の子どもの状態に応じた心理療法等の支援を行っていく必要があり、高い専門性が必要とされる。また、相談事例の中には、発達障がい（疑いも含む）を有する児童も多くケースの見立てや対応に苦慮する現状がある。そのため、心理領域や発達障がいについて専門的な助言者を招き、事例検討を実施することで、事例の見立てや支援内容等について学び、児童心理司として必要な知識や対応スキルの向上を図ることを目的とする。

〔事業の実施状況〕

- 実 施 回 数：5回
- 実 施 状 況：実人員（19名）、延べ人員（60名）
- 開 催 時 間：いずれも９時３０分～１１時３０分の２時間
- 助　言　者：鳥取大学医学部大学院医学系研究科教授　井上　雅彦氏
- 受　講　者：県内３児童相談所児童心理司、教員(鳥大内留者)等

7　里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない子どもを、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の子どもを養育することを希望する者で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、子どもの里親委託などを行っています。

里親には「養育里親」「親族里親」「養子縁組里親」「専門里親」の４種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた子どもに対してより専門的な技術・知識をもって養育を行う里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各々里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成 16 年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活するという「家庭生活体験事業」が実施されており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、都道府県の委託を受け、養育者の住居を利用して子どもの養育を行うものです。家庭的な環境の下で、養育者の家庭を構成する一員として交流を行い、子どもの自主性を尊重し自立を支援することを目的としています。

里親登録状況

区分	H25年度末登録数 (H26.3.31現在) a	年度内		H26年度末登録数 (H27.3.31現在) a+b-c
		新規登録 b	登録解除 c	
養育里親	56	4	0	60
専門里親	12	0	0	12
親族里親	3	1	0	4
養子縁組里親	13	4	2	15

児童の里親委託状況

区分		前年度末委託児童数	新規・措置変更			措置解除・措置変更									年度末委託児童数
			児童福祉施設から受託	家庭からの受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	
里親委託児童数		39	7	4	1	3	2				1	1		1	43
内訳	養育里親	25	6	2		2					1	1			29
	専門里親	5				1									4
	親族里親	4		2											6
	養子縁組里親	5	1		1		2							1	4
ファミリーホーム委託児童数		16	1			1						3		1	12

委託児童年齢

区分		0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計
里親委託児童数		0	8	20	8	8	44
内訳	養育里親	0	5	14	4	7	30
	専門里親	0	1	1	2	0	4
	親族里親	0	0	3	2	1	6
	養子縁組里親	0	2	2	0	0	4
ファミリーホーム委託児童数		0	4	4	0	3	11

Ⅵ 統計資料

1 経路別相談受付件数

相談区分			都道府県				市町村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計	再掲			
			児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等									措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
養護	児童虐待	中央								5								1		6				5	2		1	20				
		倉吉																						3				3				
		米子	2				10				1	1						3		18				9		1	3	48				
		計	2	0	0	0	10	0	0	5	1	1	0	0	0	0	0	4	0	24	0	0	0	17	2	1	4	71	0	0	0	0
	その他	中央	6			5		1	1	36	3	15		8	15			7	1	25	2	2		68	35	7	17	254	8	7		32
		倉吉	3	2		2	6		1	17		9			11			5		9	5			53	15	5		143	1	6		57
		米子	11			2	23	1		3	4	21		1	3			7		25	1	3		77	46	4	8	240	16	10		19
		計	20	2	0	9	29	2	2	56	7	45	0	9	29	0	0	19	1	59	8	5	0	198	96	16	25	637	25	23	0	108
保健	中央																											0				
	倉吉																											0				
	米子																							1				1				1
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
障がい	肢体不自由	中央																										0				
		倉吉																										0				
		米子																						1				1				
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	視聴覚障がい	中央																										0				
		倉吉																										0				
		米子																										0				
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい	中央																1						1				2			1	
		倉吉																										0				
		米子																						4				4				4
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	6	0	0	1	4
	重症心身障がい	中央																						2				2				
		倉吉																						2				2				
		米子																										0				
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0
	知的障がい	中央	3	46						13		1			3									205		1		272	1		7	
		倉吉		34			3			2														57			1	97				
		米子				42				11		4												272		1		330	3			2
		計	3	80	0	42	3	0	0	26	0	5	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	534	0	2	1	699	4	0	7	2
	発達障がい	中央																						5				5				
		倉吉																						2				2				1
		米子																		1				2				3				
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9	0	0	0	10	0	0	0	1

相談区分			都道府県				市町村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計	再掲			
			児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等									措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
非行	ぐ犯行為	中央	1							1		4			1					2				30			3	42				6
		倉吉				1									1			1		5				15	1			24				5
		米子	1									5			4					2				8				20	2	1		3
		計	2	0	0	1	0	0	0	1	0	9	0	0	6	0	0	1	0	9	0	0	0	53	1	0	3	86	2	1	0	14
	触法行為	中央													20									1				21				
		倉吉													7													7				
		米子													13													13				
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	41	0	0	0	0
育成	性格行動	中央				1				1		1								1	1			37		1	2	45				16
		倉吉							1	1		1								1				16	1			21	1			11
		米子																		2				19		1		22				11
		計	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	72	1	2	2	88	1	0	0	38
	不登校	中央						1				1		2						2				19		1	1	27		1		7
		倉吉					1																	7	1			9				4
		米子																						10	1			11				5
		計	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	36	2	1	1	47	0	1	0	16
	適性	中央																						1				1				
		倉吉																						2				2				
		米子																						7				7				1
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0	1
	育児・しつけ	中央																						16				16				
		倉吉							32	31				1										3				67			63	1
		米子																						2				2				2
		計	0	0	0	0	0	0	32	31	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	85	0	0	63	3
その他	中央									3		1				5				1	1			38	4	20	10	83				62
	倉吉		1			3				1	1				2			1		4				7		1	6	27				17
	米子										1				1	1								19	7	8	4	41				33
	計		1	0	0	3	0	0	0	4	2	1	0	0	3	6	0	1	0	5	1	0	0	64	11	29	20	151	0	0	0	112
中央			10	46	0	6	0	2	1	59	3	23	0	10	39	5	0	9	1	37	4	2	0	428	41	30	34	790	9	8	8	123
倉吉			4	36	0	6	10	0	34	52	1	10	0	1	21	0	0	7	0	19	5	0	0	167	18	6	7	404	2	6	63	96
米子			14	0	0	44	33	1	0	14	6	31	0	1	21	1	0	10	0	48	1	3	0	431	54	15	15	743	21	11	0	81
計			28	82	0	56	43	3	35	125	10	64	0	12	81	6	0	26	1	104	10	5	0	1026	113	51	56	1,937	32	25	71	300

2 相談処理件数

相談区分			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	福祉事務所送致又は通知	訓戒、誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致27条の1の4	障がい児施設等への利用契約	その他	合計
			助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	家庭裁判所送致27条の3	通所						
養護	児童虐待	中央	4	12	1	9					3							1	30
		倉吉		3							1								4
		米子	1	24		9		1			12				1				48
		計	5	39	1	18	0	1	0	0	16	0	0	0	1	0	0	1	82
	その他	中央	166	20	8	3					19				4			34	254
		倉吉	116	5	2						3				1			8	135
		米子	125	55	1	2		11			24				8			11	237
		計	407	80	11	5	0	11	0	0	46	0	0	0	13	0	0	53	626
保健	中央																		0
	倉吉																		0
	米子		1																1
	計		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障がい	肢体不自由	中央																	0
		倉吉																	0
		米子															1		1
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	視聴覚障がい	中央																	0
		倉吉																	0
		米子																	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい	中央	2																2
		倉吉																	0
		米子	1		3														4
		計	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	重症心身障がい	中央															2		2
		倉吉															2		2
		米子																	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	知的障がい	中央	269	1							1						3		274
		倉吉	97														1		98
		米子	315								3						1		319
		計	681	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	5	0	691
	発達障がい	中央	2	3															5
		倉吉	2																2
		米子	1	1															2
		計	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9

相談区分			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	福祉事務所送致又は通知	訓戒、誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致27条の1の4	障がい児施設等への利用契約	その他	合計
			助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	家庭裁判所送致27条の3	通所						
非行	ぐ犯行為	中央	15	19		5					5								44
		倉吉	16	1		1				1									19
		米子	7	6	1						4					1		1	20
		計	38	26	1	6	0	0	0	1	9	0	0	0	0	1	0	1	83
	触法行為	中央				6				9	4								19
		倉吉	1			2				4									7
		米子	1	4		7				1									13
		計	2	4	0	15	0	0	0	14	4	0	0	0	0	0	0	0	39
育成	性格行動	中央	22	14	1								3					1	41
		倉吉	15	5															20
		米子	12	7	2													1	22
		計	49	26	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	83
	不登校	中央	11	7									4					1	23
		倉吉	6	3															9
		米子	10	1															11
		計	27	11	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	43
	適性	中央	1																1
		倉吉	4																4
		米子	7																7
		計	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
	しつけ	中央	3	13															16
		倉吉	64	2															66
		米子	2																2
		計	69	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84
その他		中央	65	1														15	81
		倉吉	25	1														1	27
		米子	35		1													5	41
		計	125	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	149
中央			560	90	10	23	0	0	0	9	32	0	7	0	4	0	5	52	792
倉吉			346	20	2	3	0	0	0	5	4	0	0	0	1	0	3	9	393
米子			518	98	8	18	0	12	0	1	43	0	0	0	9	1	2	18	728
計			1,424	208	20	44	0	12	0	15	79	0	7	0	14	1	10	79	1,913

3 年齢区分別・相談受付件数

			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計
養護	児童虐待	中央					1	1		3	3	5		2	3		1	1				20
		倉吉										1	1	1								3
		米子	5	2	5	1	3	1	2	3	2	3	1	6	2	1	2	4	2	3		48
		計	5	2	5	1	4	2	2	6	5	9	2	9	5	1	3	5	2	3	0	71
	その他	中央	23	13	27	18	9	13	27	18	9	11	15	11	14	11	9	8	6	11	1	254
		倉吉	8	18	8	10	8	9	6	10	3	6	14	3	8	3	5	3	9	11	1	143
		米子	18	11	16	12	17	11	11	14	10	11	11	16	14	8	14	14	7	19	6	240
		計	49	42	51	40	34	33	44	42	22	28	40	30	36	22	28	25	22	41	8	637
保健	中央																					0
	倉吉																					0
	米子																		1			1
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
障がい	肢体不自由	中央																				0
		倉吉																				0
		米子																1				1
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	視聴覚障がい	中央																				0
		倉吉																				0
		米子																				0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい	中央						2														2
		倉吉																				0
		米子			1				1	1						1						4
		計	0	0	1	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
	重症心身障がい	中央				1														1		2
		倉吉																1	1			2
		米子																				0
		計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	4
	知的障がい	中央				6	16	15	10	16	9	13	18	16	14	28	24	24	18	30	15	272
		倉吉				2	2	2	8	1	1	6	5	10	5	7	6	12	14	11	5	97
		米子	1		5	10	18	9	10	24	17	20	11	17	20	17	28	52	27	32	12	330
		計	1	0	5	18	36	26	28	41	27	39	34	43	39	52	58	88	59	73	32	699
	発達障がい	中央								1	2				2							5
		倉吉								1					1							2
		米子									1			2								3
		計	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	10

			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計
非行	ぐ犯行為	中央								1		1			2	14	9	12	2	1		42
		倉吉									1		1		3	6	4	4	2	2	1	24
		米子									1			2		1	8	5	1	1	1	20
		計	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	2	5	21	21	21	5	4	2	86
	触法行為	中央												1	2	10	8					21
		倉吉													2	4	1					7
		米子										2	2	1		6	1			1		13
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	4	20	10	0	0	1	0	41
育成	性格行動	中央					2	2	5	2	3	1	4	1	7	5	4	5	1	1	2	45
		倉吉						1	1	3	2	1	3	2	1	2		1	2		2	21
		米子									1		2	2	1	4	5	1	1	2	3	22
		計	0	0	0	0	2	3	6	5	6	2	9	5	9	11	9	7	4	3	7	88
	不登校	中央										3	4	2	1	6	7	2	1	1		27
		倉吉														5	2		1	1		9
		米子								1		1				2	2		2		3	11
		計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	4	2	1	13	11	2	4	2	3	47
	適性	中央															1					1
		倉吉						1									1					2
		米子				2			2					2				1				7
		計	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	10
	育児・しつけ	中央		1	1	1		4	2	1	1	1	3			1						16
		倉吉	2	8	53			2			1					1						67
		米子			1																	1
		計	2	9	55	1	0	6	2	1	2	1	3	0	0	2	0	0	0	0	0	84
その他		中央	5	2		3		1	1	5	2	3	3	3	1	3	7	10	4	5	25	83
		倉吉	2		1	1					1	1	2	3	2			3		3	8	27
		米子	5		7						2		1	3	2	2	1	2	2	1	13	41
		計	12	2	8	4	0	1	1	5	5	4	6	9	5	5	8	15	6	9	46	151
中央			28	16	28	29	28	38	45	47	29	38	47	36	46	78	70	62	32	50	43	790
倉吉			12	26	62	13	10	15	15	15	9	15	26	19	22	28	19	24	29	28	17	404
米子			29	13	35	25	38	21	26	43	34	37	28	51	39	42	61	80	43	59	38	742
計			69	55	125	67	76	74	86	105	72	90	101	106	107	148	150	166	104	137	98	1936

4 児童虐待相談状況(処理件数)

(1)虐待件数推移

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
中央	27	19	12	29	23	15	22	35	85	30
倉吉	15	13	10	18	11	9	13	9	16	4
米子	57	43	25	39	34	25	28	59	54	48
計	99	75	47	86	68	49	63	103	155	82
全国	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,765	

(2)虐待経路別相談件数

区分		総数	都道府県・指定都市・中核市	市町村	児童福祉施設・指定医療機関	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関	学校等	里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他
													虐待者本人			虐待者以外						
													父親	母親	その他	父親	母親	その他				
26年度	中央	30		5			1		2	8				6			2	1		4		1
	倉吉	4								1			3									
	米子	48	2	9	2	0	0	0	3	19	0	0	0	1	0	3	3	0	2	0	1	3
	県計	82	2	14	2	0	1	0	5	28	0	0	3	7	0	3	5	1	2	4	1	4
鳥取県(25年度)		155	4	20	7	5	8	4	7	27	0	0	0	12	0	9	8	5	5	20	11	3
増減数		△ 73	△ 2	△ 6	△ 5	△ 5	△ 7	△ 4	△ 2	1	0	0	3	△ 5	0	△ 6	△ 3	△ 4	△ 3	△ 16	△ 10	1

(3)虐待の内容別相談件数

区分		総数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
26年度	中央	30	16	3	0	11
	倉吉	4	1	0	0	3
	米子	48	7	20	4	17
	県計	82	24	23	4	31
鳥取県(25年度)		155	93	36	1	25
増減数		△ 73	△ 69	△ 13	3	6

(4)主たる虐待者

区分		総数	父		母		その他
			実父	実父以外	実母	実母以外	
26年度	中央	30	7	5	18	0	0
	倉吉	4	3	0	1	0	0
	米子	48	11	4	33	0	0
	県計	82	21	9	52	0	0
鳥取県（25年度）		155	33	20	97	3	2
増減数		△ 73	△ 12	△ 11	△ 45	△ 3	△ 2

(5)被虐待児童の年齢構成

区分		総数	0～3歳未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他
26年度	中央	30	2	3	20	5	0
	倉吉	4	0	0	4	0	0
	米子	48	12	6	17	6	7
	県計	82	14	9	41	11	7
鳥取県（25年度）		155	21	25	74	26	9
増減数		△ 73	△ 7	△ 16	△ 33	△ 15	△ 2

(6)虐待相談の処理種類別内訳

区分		総数	施設入所	里親委託	面接指導	その他
26年度	中央	30	3		26	1
	倉吉	4	1	0	3	0
	米子	48	12	1	25	10
	県計	82	16	1	54	11
鳥取県（25年度）		155	33	2	57	63
増減数		△ 73	△ 17	△ 1	△ 3	△ 52

5 調査、判定及び心理療法、カウンセリング状況

		調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
			診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	心理判定員等	児童福祉司等	その他の所員
児童	中央	1,394	34	0	0	164	60	234	152	558	0	0	330	321	0
	倉吉	455	82	0	5	102	4	84	37	123	0	0	209	289	0
	米子	1,388	43	0	0	236	52	182	139	650	0	0	457	245	0
	計	3,237	159	0	5	502	116	500	328	1,331	0	0	996	855	0
保護者	中央	4,332	0	0	0	2	2	2	5	498	0	0	132	672	0
	倉吉	1,761	5	0	0	1	2	0	2	94	0	0	32	312	0
	米子	3,756		0	0	0	0	0	12	457	0	0	180	368	0
	計	9,849	5	0	0	3	4	2	19	1,049	0	0	344	1,352	0
その他	中央	7,805	2	0	0	0	1	0	0	175	0	0	50	420	0
	倉吉	3,872	5	0	0	0	0	0	1	80	0	0	7	176	0
	米子	9,154	7	0	0	0	0	1	3	510	0	0	97	357	0
	計	20,831	14	0	0	0	1	1	4	765	0	0	154	953	0
計	中央	13,531	36	0	0	166	63	236	157	1,231	0	0	512	1,413	0
	倉吉	6,088	92	0	5	103	6	84	40	297	0	0	248	777	0
	米子	14,298	50	0	0	236	52	183	154	1,617	0	0	734	970	0
	計	33,917	178	0	5	505	121	503	351	3,145	0	0	1,494	3,160	0

６ 一時保護状況

（１）一時保護児童数

	実　人　員						延　人　員					
	養護	障がい	非行	育成	その他	計	養護	障がい	非行	育成	その他	計
中央	55	11	55	7	0	128	694	13	378	35	0	1,120
倉吉	34	0	19	15	0	68	62	0	68	89	0	219
米子	103	0	12	12	0	127	859	0	61	64	0	984
計	192	11	86	34	0	323	1,615	13	507	188	0	2,323

（２）一時保護委託児童数

	実　人　員					延　人　員				
	警察	施設	里親	その他	計	警察	施設	里親	その他	計
中央	0	58	3	0	61	0	771	33	6	810
倉吉	0	18	1	1	20	0	392	1	37	430
米子	0	177	11	1	189	0	1563	79	2	1644
計	0	253	15	2	270	0	2,726	113	45	2,884

7 児童福祉施設等入退所状況

施設名		入所定員 (H26.4.1)	入所児童数 (H27.3.31)	入所				退所			
				中央	倉吉	米子	計	中央	倉吉	米子	計
県内施設	鳥取こども学園乳児部	15	13	3	0	0	3	5	1	0	6
	米子聖園ベビーホーム	20	22	0	2	8	10	2	0	7	9
	鳥取こども学園	51	48	2	0	1	3	4	1	1	6
	青谷こども学園	30	30	3	0	1	4	2	2	2	6
	因伯子供学園	45	33	4	3	3	10	10	0	3	13
	光徳子供学園	30	21	3	0	5	8	1	2	8	11
	米子聖園天使園	80	52	1	0	14	15	2	0	12	14
	皆成学園	65	35	1	2	4	7	0	0	3	3
	松の聖母学園	20	12	5	0	0	5	5	0	0	5
	総合療育センター入所部	25	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	喜多原学園	36	9	7	0	3	10	8	0	5	13
	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	160	5	0	2	0	2	0	0	0	0
	総合療育センター（重症心身障がい児）	25	9	1	0	2	3	0	2	3	5
	鳥取こども学園希望館 入所	30	18	3	0	2	5	4	0	4	8
	鳥取こども学園希望館 通所	15	11	7	0	0	7	3	0	0	3
	ファミリーホーム		10	0	0	2	2	3	0	3	6
	里親委託		26	4	1	7	12	3	1	4	8
県外施設			8	2	0	5	7		0	6	6
計		647	364	46	10	57	113	52	9	61	122

Ⅶ その他資料

1 県内児童福祉施設等一覧

施設種別	名　称	電　話	所在地
乳　児　院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	鳥取市立川町 5-417
	米子聖園(みその)ベビーホーム	0859-29-5924	米子市上後藤 4-2-36
児童養護施設	鳥 取 こ ど も 学 園	0857-22-4206	鳥取市立川町 5-417
	青 谷 こ ど も 学 園	0857-85-0358	鳥取市青谷町善田 31-1
	因 伯 子 供 学 園	0858-22-2639	倉吉市みどり町 3249
	光 徳 子 供 学 園	0859-54-2550	西伯郡大山町名和 1239-1
	米 子 聖(みその) 園 天 使 園	0859-29-4364	米子市上後藤 4-2-36
知的障がい児施設	松 の 聖 母 学 園	0857-59-0361	鳥取市白兎 12-1
	皆(かい)　成(せい)　学　園	0858-22-7188	倉吉市みどり町 3564-1
知的障がい児通園施設	若　草　学　園	0857-28-1233	鳥取市湖山町西 1-516
	あ　か　し　や	0859-29-2585	米子市夜見町 330-3
肢体不自由児施設	総合療育センター(入所部)	0859-22-6164	米子市上福原 7-13-1
	総合療育センター(通園部)	0859-34-2911	米子市上福原 7-13-1
肢体不自由児通園施設	鳥　取　療　育　園	0857-29-8889	鳥取市江津 260
	中　部　療　育　園	0858-22-7191	倉吉市南昭和町 15
情緒障がい児短期治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	鳥取市立川町 5-417
児童自立支援施設	喜　多　原　学　園	0859-27-1101	米子市泉 706
重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	0857-59-1111	鳥取市三津 876
重症心身障がい児施設	総合療育センター	0859-22-6164	米子市上福原 7-13-1
児童自立援助ホーム	鳥 取 フ レ ン ド	0857-27-1198	鳥取市西町 2-103
	鳥 取 ス マ イ ル	0857-23-4590	鳥取市西町３丁目４１７
	ピ　ア　ホ　ー　ム	0859-31-5339	米子市博労町 1-182-11
ファミリーホーム	ビ　ー　ハ　イ　ブ	0857-29-6989	鳥取市北園 1-144　野口 庸治 宅
	来　夢　来　人	0858-36-5071	東伯郡北栄町弓原 391-1 福谷 則枝 宅
	マ ザ ー ズ パ ー ム	0859-53-3169	西伯郡大山町唐王 689 小原 幸恵 宅

2 障がい児(者)のための各種制度案内

平成１８年１０月より、障がい児施設（知的障がい児施設、知的障がい児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障がい児施設等）は、措置から契約方式に変わりました。

ここに紹介するのは制度概要です。制度によっては所得等による支給制限や一部負担などがあります。制度の詳細及び手続きについては、各相談窓口でおたずねください。

(1) 手帳

①身体障害者手帳

申請に基づいて、手帳の交付を受けることにより、身体障がい児（者）が一貫した指導・相談を受けることができるとともに、各種の援護措置の利用が可能になります。（各種の援護を受けるためには、原則として手帳の所持が必要です。）

障がい程度・・・等級　１～６級

種　　類・・・視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声・言語又はそしゃく機能障がい、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障がい）、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、
呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

②療育手帳

知的障がい児（者）が一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくするため、手帳が交付されます。

障がい程度・・・Ａ（最重度・重度）　Ｂ（中度・軽度）
ただし、中度であっても身体障害者手帳１～３級所持者はＡとなります。

(2)手当・年金

①特別児童扶養手当

概ね、身体障害者手帳３級以上又は身体や知的に中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を扶養している保護者に対して、手当が支給されます。（月額　１級　50,400 円　２級 33,570 円）

②障害児福祉手当

２０歳未満であり、政令で定める程度の重度の状態にあるため、日常生活における常時の介護を必要とする在宅の方に手当が支給されます。（月額　14,280 円）

③心身障害者扶養共済

心身障がい児（者）を扶養している方が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり、重度障がい者になった場合に、残された本人に終身給付金が支給されます。

(3)医　療

①自立支援医療(育成医療)

身体に障がいのある児童又は現存する疾患があり、これを放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童に対し、確実な治療効果が期待できる場合に、その必要な医療を給付します。（例：口唇口蓋裂手術、人工透析等）

②特別医療費助成

心身に重度の障がいのある方が医療保険で医療を受けた場合に、自己負担分を助成する制度です。

(4)「自閉症・発達障がいのある方」の相談窓口

鳥取県では、平成１６年４月から知的障がい児施設皆成学園内に自閉症等発達障がいに係る支援等を専門的に行う、鳥取県自閉症・発達障がい支援センター『エール』を開設しています。自閉症・発達障がいに関する療育・就労等の支援や相談を行うとともに、関係機関等に対する支援技術等の普及啓発及び研修などを行っています。　電話 0858-22-7208　ＦＡＸ0858-22-7209

（5） 身体障がい児(者)の主な援護制度一覧

制　　度	相談窓口	備　　考
身体障害者手帳	市福祉事務所、町村福祉担当課	Ｐ４２参照
特別児童扶養手当	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	〃
障害児福祉手当	〃	〃
特別障害者手当	〃	重度の障がいのため日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方が対象
国民年金（障害基礎年金）	市町村国民年金担当課、年金事務所	
心身障害者扶養共済制度	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	障がい者（児）を扶養している方〔加入者〕が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がい者になった場合に扶養されていた障がい児（者）に年金が支給される。
育成医療給付制度	保健所（県福祉保健局内）	障がいの軽減・除去や機能回復のために医療を受ける場合
特別医療費助成制度	市町村特別医療担当課	１級又は２級の身体障害者手帳を所持している方及び３級又は４級の身体障害者手帳を所持し、知能指数が概ね 50 以下と判定された方が対象
公共交通機関の利用料金割引	鉄道、バス、タクシー、航空等各会社	身体障害者手帳提示
有料道路通行料の割引	市福祉事務所、町村福祉担当課	障がい者本人又は介護者が運転する場合
県立施設等の利用料減免	各施設等	身体障害者手帳提示
NHK 放送受信料の減免	ＮＨＫ各放送局	免除については、市町村長又は福祉事務所長の証明が必要。
NTT 番号案内の無料	NTT 各支店	身体障害者手帳を所持している方で、一定以上の障がいがある視覚障がい者、肢体不自由者（下肢不自由者を除く）が対象
郵便料の減免	郵便局	
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社・取扱店	身体障害者手帳提示
預貯金利子等の非課税	税務署、県税事務所	預貯金等の預け入れの際、障がい者であることを証明する書類を金融機関に提出することが必要。
所得税の控除	税務署	本人、控除対象配偶者、又は扶養親族が障がい者である場合
住民税の控除	市町村税務担当課	〃
相続税の控除	税務署	法定相続人である障がい者が相続により財産取得した場合
贈与税の非課税	〃	重度の障がい者が贈与により財産を取得した場合
事業税の非課税	県税事務所	重度の視覚障がい者があんま、はり等の事業を行う場合
(軽)自動車税・自動車取得税の免除	県税事務所、市町村税務担当課	一定程度以上の障がいのある者等が自動車を所有（取得）する場合
補装具の交付及び修理	市福祉事務所、町村福祉担当課	身体障害者手帳を所持する方が対象
日常生活用具の給付及び貸与	〃	在宅の重度障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方が対象
ホームヘルプ（訪問介護）	〃	支援費制度の対象。左記のサービスを受けるためには、支援費の支給決定を受け、各サービス提供事業者との契約の締結が必要。
デイサービス（日帰り介護）	〃	
ショートステイ（短期入所）	〃	
障害者住宅改良助成事業	〃	1･2 級の身体障害者手帳を所持する方の属する世帯が対象

（6） 知的障がい児(者)の主な援護制度一覧

制　　度	相談窓口	備　　考
療育手帳	市福祉事務所、町村福祉担当課、	P42参照
特別児童扶養手当	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	〃
障害児福祉手当	〃	〃
特別障害者手当	〃	重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方が対象
国民年金（障害基礎年金）	市町村国民年金担当課、年金事務所	
心身障害者扶養共済制度	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	障がい者（児）を扶養している方〔加入者〕が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がい者になった場合に扶養されていた障がい児（者）に年金が支給されます。
特別医療費助成制度	市町村特別医療担当課	重度の知的障がい者として判定を受けられた方、3 級又は 4 級の身体障害者手帳を所持し、かつ知能指数が概ね 50 以下と判定された方が対象
公共交通機関の利用料金割引	鉄道、バス、タクシー、航空等各会社	療育手帳提示
有料道路通行料の割引	市福祉事務所、町村福祉担当課	障がい者本人又は介護者が運転する場合
県立施設等の利用料減免	各施設等	療育手帳提示
NHK 放送受信料の減免	ＮＨＫ各放送局	免除については、市町村長又は福祉事務所長の証明が必要。
NTT 番号案内の無料	NTT 各支店	療育手帳を所持している方で、一定以上の障がいがある視覚障がい者、肢体不自由者（下肢不自由者を除く）が対象
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社・取扱店	療育手帳提示
預貯金利子等の非課税	税務署、県税事務所	預貯金等の預け入れの際、障がい者であることを証明する書類を金融機関に提出することが必要。
所得税の控除	税務署	本人、控除対象配偶者、又は扶養親族が障がい者である場合
住民税の控除	市町村税務担当課	〃
相続税の控除	税務署	法定相続人である障がい者が相続により財産取得した場合
贈与税の非課税	〃	重度の障がい者が贈与により財産を取得した場合
(軽)自動車税・自動車取得税の免除	県税事務所、市町村税務担当課	一定程度以上の障がいのある障がい者又はその方と生計を一にする方が自動車を所有（取得）する場合
日常生活用具の給付及び貸与	市福祉事務所、町村福祉担当課	重度障がいのある在宅の方で、日常生活用具が必要と認められる方が対象
ホームヘルプ（訪問介護）	〃	支援費制度の対象。左記のサービスを受けるためには、支援費の支給決定を受け、各サービス提供事業者との契約の締結が必要。
デイサービス（日帰り介護）	〃	
ショートステイ（短期入所）	〃	
障害者住宅改良助成事業	〃	療育手帳 A を所持される方の属する世帯が対象

児童相談所ご利用のご案内

１８歳未満の児童に関することは、どなたからでも専門のスタッフが相談をお受けします。

●相談方法　来所、電話、メール、手紙など様々な方法でお受けしています。
（詳しくお話を伺う必要がある場合、継続した相談を希望する場合は、来所相談や電話相談をお願いします。）

●受付時間　月曜日から金曜日まで　午前８時３０分～午後５時１５分（年末・年始、祝祭日を除く）
ただし、児童虐待等緊急を要する相談は土日・祝祭日や夜間でも対応しています。

●相談内容の秘密は固く守ります。

●相談や検査はすべて無料です。

【連絡先】

福祉相談センター　〒680-0901　鳥取市江津 318-1
（中央児童相談所）　TEL 0857-23-1031　FAX 0857-21-3025
メール　fukushisodan@pref.tottori.jp

倉吉児童相談所　〒682-0881　倉吉市宮川町 2-36
TEL 0858-23-1141　FAX 0858-23-6367
メール　kurayoshijidosodan@pref.tottori.jp

米子児童相談所　〒683-0052　米子市博労町 4-50
TEL 0859-33-1471　FAX 0859-23-0621

こども電話相談のご案内

児童相談員が子どもさんの悩みや子どもさんに関する相談を、専門ダイヤルにてお受けしています。お気軽に御利用ください。

●受付時間　月曜日から金曜日まで　午前８時３０分～午後５時００分（年末・年始、祝祭日を除く）

福祉相談センター　TEL 0857-29-5460
（中央児童相談所）
倉吉児童相談所　TEL 0858-22-4152

児童相談所業務概要

平成２８年３月

編集・発行　鳥取県福祉相談センター
（鳥取県中央児童相談所）
鳥取県倉吉児童相談所
鳥取県米子児童相談所



2016